

# 平成 29 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 2 回 定 例 会 ( 第 3 号 )

招集年月日	平成 29 年 6 月 8 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 29 年 6 月 13 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 29 年 6 月 13 日 午後 3 時 21 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名  凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	藤 原 修 治	○
	副議長 (8)	安 田 勝 司	○	6	岩 根 和 博	○
	1	山 本 貢	○	7	山 本 幹 雄	○
	2	波 多 野 康 博	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	福 島 教 次 郎	○	10	簗 根 正 一	○
	4	栗 原 進	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名 議員	9番	黒川民次郎	10番	箕根正一
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第10号)

平成29年 6月13日(火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

お早うございます。全員出席であります。

これより、会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番・黒川議員、10番・箕根議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・箕根議員。

●西嶋議長

10番・箕根議員。

●箕根議員

改めましてお早うございます。今回は、任期満了になるため、最後の質問になります。4年間トップバッターとして、質問をさせていただきまして本当にありがとうございました。私は通告にしたがいまして、次の1点についてお伺いをいたします。移住・定住促進についてということで質問をさせていただきます。本町では、これまでに空き家の調査を行われてきました。多くの物件があったのではないかと思います。こうした中、町が所有者から空き家を借り受けリフォームをして移住者に入居をしていただく事業に、本町でも取り組まれておるところでございます。報道で紹介されている町の場合、状態の良い空き家を所有者から10年契約で借り受け、リフォーム費用を最大で450万円まで補助し、リフォームの方法は、デザインを町が提案するものと、移住者が提案できるものとし、家賃は2万5000円から3万5000円で設定されていまして。今後、本町でもこうした事業への取り組みをさらに推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、農地付き空き家の利用促進として、空き家と農地をセットで売買する場合に限り、農地取得の面積要件を大幅に緩和をしている町があります。その町では、移住者が家庭菜園など、小規模な農業始めたい人のニーズに答える目的で、農地取得要件を緩和するものです。町では、これまで農地売買の下限面積を30アールと定められているため、移住者が農地取得を諦めるケースがありましたが、安易に農地を取得出来るようにするため、緩和要件として、空き家バンクに登録されていること、また、遊休農地であること、賃借権・地上権などが設定されていないことなど、町が定めた条件を満たした場合にのみ、1アールから売買可能とされた町があります。こうした要件緩和により、空き家と農地のセットでの取得が促進されれば、遊休農地の解消や新規就農の促進及び、移住・定住の促進にも繋がるのではないかとと思うところでございますが、町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

箕根議員の移住・定住促進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問でございますが、議員申しておられますように、美郷町におきましては平成18年度から、美郷町UIターン者定住支援住宅条例に基づき、町内にある空き家などを活用して、UIターン者の定住を支援し、地域資源の有効活用を図るための取り組みを実施しているところでございます。議員ご提案の内容と同様の事業でございますが、美郷町と大きく異なるところは、リフォームについて移住者が提案できるというところでございます。入居をされる方の生活のスタイルや、ニーズに合った思いどおりのリフォームが可能であれば、空き家の利活用推進と定住促進において効果的であると考えられます。美郷町といたしましては、活用する空き家の所有者の理解が得られればご提案のような住宅改修も可能であると思っておりますので、他の自治体の例を参考にしながら、検討したいと考えております。

2点目の農地つき空き家の利用促進についてのご質問にお答えをいたします。農地を取得する場合の下限面積は、美郷町の場合30アールを耕作することが条件となっております。議員ご指摘のとおり、移住者に提供する空き家について、30アール以下の農地が付随する可能性もございまして、所有者の意向で農地の所有権の移動も含めた譲渡希望があった場合、農地法の下限面積の制約で所有権移転が出来ないこととなります。平成27年第2回美郷町議会定例会において、箕根議員から下限面積の検討についてご質問をいただき、農業委員会へお諮りをした経緯がございます。農業委員会の協議におきましては、町全体の下限面積を引き下げることは農業経営を行うにおいて好ましくない、という点から引き下げは行っておりません。しかしながら、移住・定住を促進する上において、空き家バンクに登録された農地つき空き家に限り、下限面積1アール以上の地区指定を行い、農業委員会に諮るという方向で所定の手続を行うこととしております。昨年度までに行った空き家調査では、いろいろな種類を含め、760件の空き家があり、利用可能な空き家もまだあると考えております。空き家の利用促進をするための方策も充実してきており、一層定住対策が進むよう、ご質問をいただきました内容を含めて、検討と取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

はい。ありがとうございます。今現在、760件程度の空き家があったところでございますけど、その中で、状態の良い空き家というか、空き家バンクとして登録されている件数が、どのくらいあるかというところをお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

総体では、先ほど申し上げますように、この度の調査で760件ということでございますけれども、状態について、詳細については担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

28年度で、連合自治会の方で実施していただきました空き家調査ですが、調査項目の中で、利用可能というところでチェックを入れていただきまして、そのデータにつきましては現在集計中で、まだ数字には出ておりません。以上です。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

これまでも町として取り組まれておりますリフォームをして移住していただいている物件があると思いますけど、これは何件ぐらい今入居されておられるか、また今後、さらなる計画等々がされているのか、というところを、もう1回伺いたいと思います。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

今までに、この事業で改修した空き家の件数でございます。今までに、18年度から実施しておりますけれども、4件でございます。で、この空き家、今現在の管理戸数につきましては3件でございます。1件につきましては、所有者からの借り上げの期間が経過しておりまして、今年3月をもって期間満了したために、所有者の方に返還をしたというところで、現在は3戸でございます。そして、今後の計画でございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合計画におきましても、この事業につきましては、計画をしているところでございます。先ほど総務課長申し上げましたけれども、空き家調査の方、28年度末の方で動いております。今後、程度のよい住宅につきましては、定住推進課の方との連携という中で出てくると思いますので、そういったものを活用しながら、この事業は継続していきたいというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

はい。分かりました。そういう物件とかこういうリフォームして移住できるというような空き家バンクとか登録して、入居できるというこういう周知、PR等々、今後さらなる徹底して行っていただきたいと思うところでございます。また関連でございますけど、町内に在

住されている若者で、結婚をされまして、世帯を持つ若者の人が親と同居されるという場合においても、何らかの増改築をされて、世帯を、同居しながらも世帯を別に持っておられる家庭を見受けるところがございます。こうした若者が生活していただくためには、かなり子育てとか色々な生活の面でも、大変なお金がかかるところでございまして、そこに増改築等々のお金も返済をしていかなきゃあいけんという中において、今、本町で取り組んでおります若者定住住宅は、大変に好評でいい方向に向かっているところでございますが、若者定住住宅並みに長期のこれを補助という訳にはいきませんので、長期の返済できるような取組ができないものか、もう25年とかかかってでも、返済していただくと。増改築に対して、そういうような取組をしていただける考えはないかということをお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員の長期の住宅ということでございますけれども、今、若者定住住宅を実際45戸建てておりますけれども、その中に207人の入居者がございます。そして、そのうちで90人が親御さんでございまして、あと207人の117人が子どもさんということで、非常に若い人から好評いただいております。これもですね、また今後、今続けて、この3地区ぐらいでまた、定住住宅を増やしていきたいと、このようにまあ考えてもおりますのでございます。来年度、今年度はまだ用地交渉あるいは等がございまして、来年30年度ぐらいからですね、建てていく計画でございまして。今のところまだ、定住希望がございまして、そのような計画で取り組んでいきたいと思っております。以上。

●西嶋議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

若者定住住宅に関しては、45戸、207名が入居されているというところでございますけど、やはりこれは従来からのあれで、町外者の方を一応、最重点として考えて、町内におられて、その若者定住住宅に入居されるとなかなか難しいところまで来ておりますが、一巡をしまして、やはり町内から移住していただけるための、若者定住住宅でございまして、町内に住んでおられて、そういう家を改築なりに、家を建てて、というところに対しての援助ができないかという思いの今の質問をさせていただいたところでございますが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

町内の住んでいる若者に対しての長期の貸付制度を含めた住宅改修についてのご質問でございますけれども、以前の議会におきましても似たようなご質問がございましたけれども、ご承知のとおり当町におきましては、平成26年度から2つの制度を新設しております。

1つにつきましては、町内に住宅を新築または増築された方につきまして、その固定資産税相当額を補助するというものでございます。これは世帯主か配偶者の方が40歳以下の世帯ということで、その固定資産税に相当する額を10万円を限度にしまして、10年間補助するものでございます。もう1つでございますけれども、定住される方が住宅を改修される場合に、改修費の一部を助成する定住者向けの住宅改修事業の補助制度でございますけれども、これは30万以上の事業費、改修の事業費を対象といたしまして、改修費の2分の1を補助するというもので、限度額を50万円で補助するというものでございます。平成27年度からにつきましては、もともと町内に住んでおられた40才以下の方であればこの制度を使っていただくというように制度改正も行ったところでございます。住宅の改修に掛かる支援制度につきましては、全国的に結構ございます。内容につきましても、補助でありますとか、貸し付けそれから利子補給といったようなものまで様々でございますけれども、貸付金の返済が滞るというようなりスクもございまして、金額の大小はございますけれども、殆どにつきましては、補助制度というようないところが多いという実態でもございます。箆根議員さんおっしゃいますように、近年ふるさとへの関心が希薄になるという中で、やはり自らが生まれ育った田舎で親と一緒に住みたいという、ふるさとに愛着をお持ちの方はおられるということは重々承知をしているところでございますけれども、今のところは、当面の制度をご活用いただければというふうに考えておる次第でございます。以上です。

●西嶋議長

10番、箆根議員。

●箆根議員

こうした固定資産税の軽減等が、改修費用の30万以上50万円まで2分の1の補助と、まあこういう制度があるということにつきましても、やはりこれも周知PR等々の徹底をしていただきながら、若者が住んでいただけるような環境を作っていただきたいと思うところでございます。それはまた別でございますけど、先ほど申しました27年に質問をさせていただきました農地取得についてでございますけど、まあ取り組んでいただけるという回答いただきましたので、今後とも、こういうことも周知徹底してPR等々していただきながら、少しでも定住促進につながるようにしていただきたいと思っております。以上で私の質問は終わります。

●西嶋議長

箆根議員の質問が終わりました。

続いて通告2、1番・山本貢議員。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

山本でございます。通告書に基づきまして、2つ質問をさせていただきますが、まず1つ目はですね、美郷町の高齢者支援対策ということについて、お伺いをしたいと思います。幸



福な老後住む町で決まるというふうに言われている訳でございますけども、わが町の高齢者支援対策についてお尋ねをしたいと思います。

1番がですね、介護予防・日常生活支援総合事業ということについてでございます。7段階ある要介護度の内、要支援1、2の人を対象に、デイサービスホームヘルプのサービスは、従来、介護保険で提供されとったわけでございますが、地域の実情に応じた多様なサービスの提供や、住民同士の支え合い、介護費用の抑制を目的として市町村にこれが移行されました。何年かかけて、順次移行しとったわけですけども、この4月1日から、すべての市町村でこれが行われるということでございまして、配食や見守り、一般の高齢者向け介護予防事業なども含めてこの正式名称を介護予防日常生活支援総合事業というふうに呼ぶんだそうでございます。美郷町では、現在、この利用されている方というのが、引き続きですね、この要支援1、2の方は、引き続き利用できるようにするというふうに発表されておるわけでございますけども、この介護保険から外れた方の部分のですね、予算というのは大体どれぐらいのもんかなということをお尋ねしたいと思います。

それから、これから先新たにですね、要支援に認定された町民もそれが利用できるようになっていくのかということをお尋ねしたいと思います。

3つ目は総合事業というのは、町の地域包括支援センターというのが立案をして実施をするのか、あるいは実施団体といいますか、業者さんといいますか、そちらの方が立案をして町の認可を得るのか、あるいは両方ともあるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

それから4つ目に総合事業の取り組みにおいて自治会・集落といった団体ですね、役割ということのをどのように考えてみえるのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目は、在宅介護のガイドブックの作成を提案をしたいということでございます。高齢者の方はご承知のように環境の大きな変化を好まれません。自宅で家族に囲まれて最期を迎えたいというのが本音であろうというふうに思うわけでございますが、なかなかそうはいかないという部分があるわけでございます。国や町の財政の面からも在宅介護というのはありがたいことございまして、地域包括センターや居宅介護支援業者の方はですね、色々と知識やノウハウを蓄積されているわけでございますから、それらを結集してですね、美郷町版の在宅介護のガイドブックというのを作られてはいかがでしょうかという提案でございます。ガイドブックを家族や地域が実践して、在宅介護のモデル地域になるということをお尋ねしたいという提案でございます。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

もう1つ。

●山本貢議員

2番ですね。はい。失礼しました。

2つ目でございますけども、美郷町版の行財政改革の取り組みについてでございます。最近、新聞やテレビ報道から行政改革とかあるいは財政改革というお話は中々聞きません。町

長の施政方針では、行財政運営という表現で、一般論が述べられているわけでございます。もはや必要のない過去の取り組みかという逆だと思います。わが町におきましても、地方交付税が減り、高齢者や福祉の充実が支出を増加させるということは、中期の財政計画等でも聞かれているところでございます。美郷町版行財政改革を、もう一度エンジンをかけていただきたいという提案でございます。美郷町行財政改革審議会設置条例と、美郷町行財政改革推進本部設置規則に基づいて、ぜひ再度お願いしたいということでございます。審議会が答申を出し、推進本部が指導して、各課長さんが年間目標を設定、両者が進捗を確認し町民にですね、情報を公開すると、従来の方法がベストだと思いますけども、方法はともかく、お願いをしたいというのが1点と、第1次、第2次の審議会がですね、強調しました。人事評価制度の導入状況についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、美郷町の補助金適正化計画というのがございます。これについても、再度起こしていただきたいということです。平成24年10月から平成25年1月までにかけて実施した補助金適正化判定会議というのがございます。その時使ったフローで再度お願いをしたいということでございます。特にその団体の補助金の中で、3年後に再検討するというふうに判定した補助金がございます。補助金の適正化というのは、補助金を削減するというためではなくてですね、受け取る団体の活性化あるいはマンネリ化防止にも重要な視点で実施したものでございますので、ぜひご検討いただきたいということでございます。以上でございます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

山本貢議員の最初的美郷町の高齢者支援対策についてのご質問にお答えをいたします。

1番目の介護予防・日常生活総合支援事業であります。介護保険制度改正により、今年度4月から美郷町では介護予防日常生活支援総合事業を実施しております。これにより介護保険給付による介護予防・訪問介護と介護予防通所介護の各サービスが訪問型サービス、通所型サービスとして町が実施する総合事業へと移行しました。1つ目の、議員お尋ねの介護保険給付の対象から外れた方の部分の予算はいかほどか、というご質問でございますが、総合事業への移行により、介護予防給付、いわゆる要支援認定者に係るサービスの一部は、介護保険給付から地域支援事業の1つとして位置づけられることとなりますが、経費の区分が保険給付費から地域支援事業に変わることとなり、その予算額は793万3000円となっております。

2つ目の、この先新たに要支援に認定された町民も利用できるのか、というご質問でございますが、要支援に認定された方も総合事業の対象となり、現行相当の訪問介護及び通所介護のサービスを利用させていただきます。

3つ目の、総合事業は地域包括支援センターが立案して実施は委託するのか、実施団体等が立案して地域包括支援センターが認可するのか、両方があるのかというご質問ござい

いますが、総合事業の実施主体は町でございます。そこで、現在実施しております軽微な生活支援を行う訪問型サービスAにつきましては、社会福祉協議会へ委託し、また、住民主体による移動支援などの訪問型サービスB・Dについては、NPO法人さんが地域の実情を踏まえ企画立案し、事業展開をしておられ、町とは事業協定書を締結し助成をしております。以上のことから、議員お尋ねのお答えとしては、両方あるということになります。

4つ目の総合事業の取組において自治会・集落の役割はどう考えているのか、というご質問でございますが、急速な高齢化の進展によりまして、独居高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加、地域コミュニティのつながりの低下などが起こり、従来は家族や近隣住民が果たしてきた支え合い、見守りといった機能が失われつつあり、それを誰が代替していくのかということが、大きな課題となってきております。これらの背景を踏まえ、自治会・集落の役割として、今回の総合事業は、サービスづくりではなく、地域づくりであるとの考えのもと、自治会と協働する中で、住民主体的に参画していただき、多様なサービスを充実することで地域の支え合いや体制づくりが推進されることを期待しております。

続いて2番目の在宅介護ガイドブックの作成をについてであります。議員のご指摘のとおり超高齢社会を迎えた現在、高齢期も自宅で生活していくためには、介護や医療をはじめ、住まい・予防・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が期待、必要とされているところであります。元気な方から介護を必要とする方まで、またそのご家族が制度の仕組みや、実際にどのようなサービスを利用できるのかを知りたいときなどの相談窓口や問い合わせ先など、知恵袋的要素をその内容に盛り込むなどし、町内各サービス事業者などのご協力も求め、地域住民向けの美郷町版在宅介護のガイドブックを作成に向け、前向きに検討することといたします。以上。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

1番の793万円、従来でしたら介護保険から出たのが、町の負担になっていくわけですが、現在のですね、わが町の要支援1、2の人数というのはどんなもんなんでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

詳細につきまして、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの現在の要支援1及び要支援2の数値についてお答えをいたします。29年

6月1日現在の数値でございますが、要支援1の方は45名、要支援2の方につきましては41名、合計86名となっております。以上でございます。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

793万をこの86名で割ると大体一人9万円で、要支援の方は週に1回サービスで、要支援2の方は週2回サービス、計算すると大体、ざくっとですけども、要支援1の方は、大体6万円、要支援2の方は、その倍の12万円ぐらいかかるという理解で大体よろしいんでしょうか。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

先ほどの予算額、また現在の要支援1、2の方の状況に基づいて、議員ご指摘の数値なお尋ねでございますが、現在、美郷町におきましては要支援1そして要支援2の方につきましても、原則週それぞれ訪問介護そして通所介護のサービスを週2回ずつご利用いただける状況になっておりますので、要支援1で概ね6万円、そして要支援2で12万円というご指摘をいただいたところではございますが、押しなべていただく形で、要支援の方に対して従前どおりのサービスを提供をさせていただいておるとい状況でございます。以上です。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

この個人負担があるわけですけども、この個人負担の1割負担と2割負担、今度新たに3割負担というのもできるそうなんですけども、この1割と2割の境目というんですか、そこはどこらへんにあるんでしょうか。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

個人負担2割につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。個人負担2割になりましたのが、平成27年8月以降、現在の2割負担が生じて参っております。この2割負担でございますが、国が言いますところの一定以上所得者の方について、利用者負担を2割とさせていただくということになっております。この一定以上所得者ということでございますが、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者65歳以上の方でございます。第1号被保険者の方に掛かります年金収入額、その収入額にその他の合計所得金額を加えました合計金額が、単身世帯で280万円以上、そして2人以上の複数世帯におかれましては346万円以上の世帯、これらの方が2割負担になっております。平成29年の6月時点でのこの2割負担の方々に掛かります状況でございますが、現在のサービ

ス利用者471名の内2割負担の方は18名という状況になっております。以上でございます。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

2つ目の今度新たにですね、不幸にも要支援になられるという方というのは、現行どおりに継続していただけるといいますか、支援していただけるということなんですけども、新規の要支援になられる方というのは、人数というのは大体どのようなものというふうにお考えなんでしょうか。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

今後の要支援1、2の方の推移についてお答えをいたします。先ほど、まず1点目の再質問をいただきました要支援の方々の状況というのが、平成29年6月1日現在では合計86名でございます。そして、総合事業が導入をされます前年度3月末日の要支援の認定状況でございますが、3月末日の認定状況が合計で91名という状況でございました。総合事業が始まりまして、2カ月が経過した時点でございます。増減で言いますと、要支援1、2の方が5名減少しておるとい状況ではございますが、今年度中の総合事業への取組等にもよりますが、要支援1、そして要支援2の方の推移につきましては、大きな増減なく推移していくものと思っております。また、3月末日時点と6月1日時点で5名の減ということをご回答をさせていただいたところですが、このうち4名の方が総合事業が導入をされまして、通所型サービスを利用しておられるという状況にもなっております。以上でございます。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

この総合事業をですね、これの導入の目的に介護費用の抑制というふうに乗っ取るわけでございますけども、介護費用の抑制というのは、どういった部分からどういった形でできるのか、これについてお答えいただければと思います。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

介護給付費利用の抑制というお尋ねにお答えをいたします。介護給付費の抑制という部分で申し上げますと、先ほど来、議員ご指摘またご質問をいただいております総合事業の導入によるところが大であるというふうに認識をしておるところでございます。では、なぜ総合事業を導入することにより、介護給付費が抑制をされるのかというところでございます。

が、先ほどの町長の答弁の中にもございましたように、従前は要支援1、2の方は、介護給付費としてそのサービスを受けられておられたというところだったんですが、この度、総合事業の導入によりまして4月以降は、町が実施主体となりまして、この総合事業という名称にもございますように、給付から事業へと移行したというところがあるかと思えます。この給付費への抑制という部分につきましては、まさしく総合事業の導入によりましてところの給付から事業へと移行したというところになるかと思えます。また関連します部分で申し上げますと、先ほどこれもお尋ねがございましたが、利用者の方の利用者負担が1割から2割に引き上げられたというところも関連してきょうかと思えます。以上でございます。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

2025年問題というのがございまして、これは2025年にですね、段階の世代が4年分ですね、昭和22年生まれから26年生まれの人が、全員75歳以上になるという2025年問題というのがあるわけですけども、介護保険の総費用がですね、17年の10兆円から25年には21兆円になるというふうに、倍になるというふうに言われておるわけですけども、これをどうするかという問題は、もう現在といたしますか、少しでも早くから考えておかなければならない問題だというふうに思うわけですけども、ちょっと先ほどの総合事業にすれば、給付から事業になるから抑制という形になかなか結びついていかないのかなというふうに思うわけですけども、この25年問題についてはどのようにお考えなんでしょうか。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

2025年問題につきまして、お答えをいたします。3年ごとに介護保険掛かります邑智郡の介護保険事業計画を策定をいたしております。現在は第6期の計画の最終年度でございます。来年度、平成30年度から新たな3カ年間の第7期の邑智郡介護保険事業計画を策定するために、今年度からすでに介護保険の運営協議会、その中の作業部会等も開催をされまして、今回の改定にあたっては、向こう3カ年の事業計画の策定のみならず、議員ご指摘のございました2025年問題を視野に入れた形で計画を策定をするということで、今年度作業を検討を進めてまいるところでございます。ただ、そういった中で計画を策定をさせていただく上にあたっては、やはりこの25年問題にあたっては、地域包括ケアシステムの構築ということが、必要になってまいろうかと考えておるところでございます。この地域包括ケアシステムの推進を図ります中で、総合事業これを着実に実施をし、かつ、その中で要介護状態への移行というものを防止し、そして理念にもございます住みなれた地域で暮らせる体制づくり、これを美郷町独自に、そして美郷町ならではの形で構築をしてみたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

1 番、山本貢議員。

●山本貢議員

総合事業のうまくコツとといいますか、ポイントとしてですね、自治体の再生力、それとボランティア人材の層の厚さというんですかね。実は先ほど総合事業は地域づくりだというふうにおっしゃったわけですけども、このボランティア人材の層の厚さというんですか、そういう部分について町の現状とといいますか、それはどのようにお考えなんでしょうか。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの美郷町におきますボランティアの状況につきまして、人材という部分からご回答をさせていただきます。今日まで美郷町におきましては、地域包括支援センターを中心にさまざまな事業に取り組みをしておるところでございます。その中で、特に人材育成そしてボランティアという観点で、ご回答を申し上げますならば、今年度も町内の中学校3年生を対象として実施をする予定にしておりますが、認知症サポーター養成講座、これを開催をし、そしてこの認知症のサポーター養成講座を修了された方、さらなる地域の福祉の人材の核として各種事業にご参画をいただきたい。また町といたしましても、地域福祉力アップセミナー、年間5回平成26年度以降開催をしておりますが、そういった研修会そして施設のみボランティアという形態ではございますが、ハートフルポイント事業、そういった各種事業を通じまして、地域の中で福祉の観点で地域づくりを進めていただく方々を、一人でも多く人材としてご活躍をお願いをしたいというふうに思っておるところでもございます。そして、この総合事業をの推進にあたりまして、昨年度から住民主体の助け合いの推進役として、生活支援コーディネーターを設置をしておるところでもございます。今年度は新たに美郷町社会福祉協議会さんの方にも委託をさせていただきまして、美郷町内全域におきますこのコーディネーター業務、その住民主体の助け合いの推進役としてご活躍をいただいております。以上でございます。

●西嶋議長

1 番、山本貢議員。

●山本貢議員

介護の問題は、今後かなり難しい展開になるといいますか、町を挙げて自治体も含めて取り組まなければならない問題になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと在宅介護の手引きですけども、ぜひ、色んな観点から介護する人が負担が楽になるというか、そういった視点から、ぜひ早急にですね、ぶ厚いものでなくていいんで、作っていただければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。それでは、次お願ひします。

●西嶋議長

はい。2番目の質問。

番外、町長。

●景山町長

山本議員、美郷町版行財政改革についてのご質問にお答えをいたします。行財政改革は、地方分権や社会情勢の変動等を踏まえ、政策、まちづくりを進めていくため、行政の機能、仕組みをどのようにするかという取り組みと考えております。近年は、公共施設などの総合管理計画、固定資産台帳の作成、マイナンバー制度の導入・運用、人事評価の導入等を進めてきたところであります。また、このたび策定しました第2次長期総合計画に関しまして、総合計画、総合戦略、行革計画といった行政運営の基本となる計画等について、一体的な取り組みとなるよう、総合計画と行財政改革の審議会を同じ委員とし、庁内の推進本部を一体的に動かして進め、この1月に総合計画を決定し、更に具体的な取り組みとなる実施計画を3月に決定したところであります。総合計画における行財政改革については、行政経営の3つの基本方針としている住民との情報の共有・発信、住民視点でのサービス、経営効率の高い組織づくりを踏まえ、取り組みを進めていきたいと考えております。総合計画の決定を踏まえ、29年度において第3次となる行財政改革に係る具体的な取り組み計画を策定することとしております。ご質問のうち、1点目の行財政改革の審議会、庁内の推進本部による取り組みにつきましては、先ほど申しましたように総合計画と行財政改革の一体的な取り組みのため、総合計画と行財政改革の審議会、推進本部を兼ねて運営をいたします。なお、この推進管理につきましては、以前の行財政改革の手法を取り入れ、計画等の状況等について所管課も含めて審議会に報告し、公表するといった手法を想定をしております。また、人事評価の導入につきましては、27年度まで検討等を行い、28年4月から実施しており、現在取りまとめをしているところでもあります。始めたばかりであり、慣れや調整等も必要になると想定しておりますが、研修を継続的に行うなどして進めてまいります。ご質問のうち2点目の補助金適正化計画につきましては、以前の25年1月の決定で3年後の実施としており、まだ実施しておりませんが、先ほど申し上げました行財政改革の計画の項目に盛り込む。考えであり、実施したいと考えております。その際の補助金の判定にあたっては、フローを以前のものも踏まえて、工夫できるところは工夫し、ご質問にある3年後に再検討となったものの判定を行いたいと考えております。以上。

●西嶋議長

1番、山本議員。

●山本議員

行財政改革は総務課、まちづくりは企画財政課の担当という形でジョイントしてやっておられるということでございますけども、第2次の長期計画というのは立案ができたということでございますので、もう一度、この行財政改革の方に重点を移していただきたいと思います。過日説明を聞きました美郷町中期財政計画、平成28年から33年とい



うものにもですね、徹底した事務、業務の見直しが必要であるというふうに謳われておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。それで人事評価制度でございますけれども、昨年度、たしか予算がですね、50万つけてみえたと思うんですけども、何にどのように使用されたのか、説明をいただきたいと思います。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

平成28年度の人事評価に関係します予算でございますが、職員を対象といたしました研修会を実施しております。第1回目を全職員を対象といたしました基礎研修を5月に、午前午後の2回で行っております。それから、管理職を対象としました研修を7月に、これも午前午後2回で実施しております。それぞれ予算につきましては1回当たり約29万円掛かっておりまして、合計で60万円弱を人事評価の研修会で使用しております。以上です。

●西嶋議長

1番、山本貢議員。

●山本貢議員

この人事評価というのはですね、町民のために実施されるということで意味が分かるわけございまして、今後ですね、国とか県からの支援の時にですね、人事評価をやってるか、やっていないかということで区別をされるというふうな時代になろうかと思うんで、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。それと補助金の件でございますけれども、補助金の審査と申しますか、見直しと申しますか、そのポイントというんですか、それはどこに重点を置いてされるのかというのが、もし分かれば教えて下さい。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

補助金の適正化についてですが、25年に作成されております補助金の判定のフローがかなり精度の高いものになっておりまして、そのフローの中でのC判定、D判定になるものについては、判定基準を用いまして、今年度また判定の方進めていきたいと思っております。以上です。

●西嶋議長

1番、山本貢雄議員。

●山本貢議員

補助金の適正化の審査をするという場合は、1つは不公平が余り出ない、不公平が出ないということと、それから団体における会計処理が適切にできるとのことと、それから繰越金と補助金等を比較してね、それが妥当であるかといったそういった点で、確かに審査をしたというふうに記憶をしておるわけでございますので、こういった点もぜひ踏まえてお願いをしたいと思います。最後ですけどもこれからの町政運営では、町民に相応の負担

増というのをお願いするというか、頼まなきゃあならん時代になるとは思いますけども、そのためには、町も一生懸命汗をかいてるという形でのですね、普段のご努力とそれからもう一つ今ない町民の方へのですね、そういった部分の情報の提供、広く普段からお願いをしておいて、今度負担をとという形にしないと、なかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思いますので、行財政改革もよろしくお願ひしたいとします。

以上で質問を終わります。

●西嶋議長

山本貢議員の質問が終わりました。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 33分)

(再開 午前 10時 50分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。

通告3、7番・山本幹雄議員。

●西嶋議長

7番・山本幹雄議員

●山本幹雄議員

7番山本でございます。通告しておりました1点について、質問をいたします。耕作放棄地の農地保全に牛を放牧してはという提案であります。高齢化と過疎化によって、町内に耕作放棄地や遊休農地が増加しております。この解消のために様々な施策が取り組まれています。十分な効果が表れていません。先般、視察で町内を回った時、休耕田が増えてきているのを見て残念でなりません。セイタカアワダチソウが、これ見よがしに増えていくことは耐えられません。何とかこれを阻止したいと思うのは、私だけではないと思います。そこで、休耕田に牛を放牧し、雑草を食べさせて退治するという農地保全の取り組みを検討してはいかがでしょうか。以前から、休耕田に繁茂するセイタカアワダチソウを家畜は食べるのかと疑問に思っておりました。ネット上で調べてみましたが、ヤギも食べますし、牛も食べるようであります。牛を休耕田に放牧するというのは、レンタカウという事業で、山口県の柳井市で取り組まれていますし、全国的に多くの自治体で取り組まれており、効果はあるとされております。牛に食べさせるため、牛の下、ベロであります。これを牛の舌刈りによる遊休農地の解消というキャッチフレーズで実施されております。畜産農家から牛をリースするシステムのようなのですが、双方にメリットがあるというふう聞いております。電気牧柵だけの設備で可能であり、取り組みやすい事業と感じております。ダニが媒介する病気もあるようですが、対策も確立されていると聞いております。先ほど言いましたように、耕作放棄地に繁茂するセイタカアワダチソウも牛が好んで食べるようです。耕作放棄地対

策として、有効な取り組みになると思いますが、考えをお尋ねいたします。以上であります。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

山本議員、耕作放棄地の農地保全に牛を放牧しては、のご質問にお答えをいたします。ご質問にありますように、耕作放棄地や遊休農地が年々増加をしております。平成28年の営農計画書におきまして、約130ヘクタールあまりの水田が自己保全となっており、その解消を図るための薬草の栽培振興や、サポート経営体の設立を目指しており、農地の荒廃防止への取り組みをしてみたいと考えております。ご質問の牛の放牧については島根県が推奨しており、水田を活用した畜産担い手育成強化事業等を創設し、放牧牛バンク設立や、お試し放牧の実践などに支援を行うこととしております。特に集落営農組織が取り込むことで、広範な農地維持を行う手段の1つに組み込まれることが期待をされております。また集落営農自体が牛を保有し、繁殖牛として経営の中に組み入れることも推奨しております。現在、県内では11の集落営農組合が放牧に取組んでおり、農地維持の省力化、獣害の軽減、収入確保などで成果を上げているとお聞きしております。また、中山間センターにおきましても、放牧レンタル牛を16頭確保して貸し出しを行っており、放牧に関してのアドバイスや、放牧用の電気牧柵などのレンタルも行っております。取り組みにおきましては、放牧実践に必要な技術習得、放牧地の面積や形状、放牧に必要な労力などを考慮しなければなりません。取り組む地域がありましたら積極的に支援するとともに、農地維持の手段として広く広報をしてみたいと考えております。以上。

●西嶋議長

7番、山本幹雄議員。

●山本幹雄議員

取り組むところがあればということでございますが、私は積極的にですね、町の方からPRをしていただくべきだろうと思います。なにしく、ご案内の通りの休耕田、耕作放棄地といいますが、面積ちゅうのはすばらしいもんが、増えてきておるように思うわけです。もう一帯がですね、もう1町歩単位で、完全に放牧地になるような場所がですね、何カ所も今できておるわけでありまして。そういうことになりますとですね、やっぱり、もう少しこうやる場所があればではなくてですね、もうやらせるといふか、やってもらおうと、ぜひともこれをどんどん進めていく、単独で補助をつけてでもやっていくということによって、その耕作放棄地というのは、ある程度解消できるんじゃないかと思ひます。先ほど私言いましたように、セイタカアワダチソウ、あれだけどんどん増えていくのを見ると本当に耐えられないという状況で、状況は皆同じだと思ひわけでありまして。ぜひとも、もう少し積極的な取り組みをお願いしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

先ほど、山本議員の質問でございますけれども、今、お答えをしましたように、約130ヘクタール余りの休耕田と申しますか、自己保全の田んぼがあるということでございます。今、牛の値もですね、1頭辺り80万ぐらいの値がしておるようでございますけれども、こうした省力をするためにですね、放牧も1つの方法ではなかろうかと思っておりますが、担当課長の方から説明をさせていただきます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

山本議員の牛の放牧について、積極的な取り込みというご趣旨だと思います。まだ県の方も、先ほど町長が答弁しました放牧の支援事業、これ29年度から始まっております。まだまだPRが少ないというふうに感じております。産業振興課の方で、今年、企画しようと思ってる集落営農組織の協議会、そういうものも集まって、一緒に研修する場面も作っていきたくて思っておりますので、そういう場を活用しながらですね、島根県の放牧に対する事業、これも説明していただいてですね、取り組む地域を支援していくというふうにも、また取り組む気持ちになってもらうということが大切ではなかろうかなというふうにも思っております。まあ大体、牛1頭飼うのに1ヘクタールの土地が必要ということもございますのでそういう場所が適地があればですね、ぜひとも1つの手段として活用していただければと思っておりますので、PRに努めてまいりたいと思います。

●西嶋議長

7番、山本幹雄議員。

●山本幹雄議員

今度設立されます農業サポート経営体の事業としてですね、これは取り入れてもええんじゃないかと、当然収益が必要ということになりますんでですね、そういう形で取り入れるとですね、積極的にこう色んなところの耕作地をですね、芍薬等々の栽培も計画されるようではありますが、それも必要ではあります、それ以前にですね、片づけるためにもですね、荒れた農地をきれいに一辺するという意味でも、まず、この牛を放牧して草をきれいにした上で、あと畑に直すという方法、畑で使うという方法は、非常に有効的じゃあないかという気がするわけでしてですね、ぜひとも、ここにもう少し踏み込んでですね、取り組んでいただきたいと思うわけですが、考えをお聞きいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

ご質問のサポート経営体の事業の中にも含めていくというのはどうかというご提案でございます。1つの手段として、面積の広大な地域というのはそういう選択肢もあると思えます。サポート経営体の事業についてはこれから経営計画についていろいろ詰めていくわけ

ですけども、一足飛びにですね、1年でできることではございませんので、やっぱり、年を通じてですね、年を重ねて、農地の荒廃化を引き止めていくと、食いとめていくということになります。長期的な計画の中で広範な地域の除草等に持ち寄るといことは、十分考えられることではなかろうかなとは思っています。経営体の事業計画も、我々も町の側も入って一緒に検討してまいりますので、その1つの選択肢も検討課題になるかなというふうに思っております。

●西嶋議長

7番、山本幹雄議員。

●山本幹雄議員

ぜひともですね、これは取り組んでいただきたいと思っております。先ほども、町長も答弁の中にありましたように、イノシシ対策にもどうもなっているようでございます。実際にですね、これ2014年の11月頃に、NHKのテレビで放送したというように載っておりますが、これで見ますとですね、これは非常に効果があるということが載っておりますし、また大分県の方の取り組みではですね、かなり減ってきている、イノシシが出るのが減ってきたという効果もあるようでございます。具体的にですね、やっぱりノウハウを含めてですね、先ほど言いましたように、非常に電柵と飲み水の場所等ぐらいで、ほとんど何といたしますか、資本といたしますか、投資がいらんような比較的安い状況でできるようでございますのでですね、これはわりと積極的に説明をしていくとですね、集落営農で取り組むのは可能だろうというふうには思うんです。今のようなイノシシ対策にもなるという効果も出てるようでございますのでですね、ぜひともですね、何といたしますか、美郷町版の制度等整理をされてですね、県の事業に頼らず、美郷町版ということで、これから検討していただいてですね、早い時期に取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

放牧をやる上においてはですね、やっぱり労力がかかるというのが集落営農にとってですね、どれだけ労働力が提供できるかと、そういうところが1つ大きなハードルになるんではなかろうかなというふうに思っております。牛を飼うこと自体は、美郷町は非常に県下でも非常に繁殖牛の事業というのは多い、頭数も多いところでございます。28年度の子牛の売り上げは、邑智郡内で1億ぐらいに上っておるということです。この繁殖牛を経営の中に組み入れて放牧も行うというような県の試算もございます。それから長期間ではなくって、2、3カ月の短期間でも、レンタルを行っていただけるということでございます。そういうことも考えながらですね、初期の除草に使うとかですね、そういうことは非常に手段としては考えられるものと思っておりますので、そこで、町の支援がどのぐらい必要になるかということも選択肢の中に入るのではなかろうかと思っております。積極的にこの部分を解消すれば、集落で取り組んでもらえるというようなところに、町の支援が届けられるかどうか、

そこから辺も検討していきたいと思っております。

●西嶋議長

7番、山本幹雄議員。

●山本幹雄議員

イノシシ対策にもなるということでございますので、私もこれを非常に期待しています。シカが今出かかっておりますが、シカ対策にもどうもなるようです。そういう結果が出ております。かなり減ったと少し減ったで、50%を超えるような調査が実際にあるようです。これは平成19年度に実施されたということで、ちょっと古いものではございますが、そういうものも出てるようでございますですね、やっぱり、どんどんこういうことを取り組んでいただきたいと思います。私は休耕田を見ると、休耕田というか荒廃地を見るとですね、本当に耐えられないという気がしてなりません。これは今後このまま放っておくと、さらにさらに進んでいくだろうというふうに思います。ぜひともセイタカアワダチ草なくなる、その状況を作るだけでも、随分住みよい町になるんじゃないかという気もするわけでございます、あの色は大嫌いな色になっております。ぜひともこれをですね、住民の皆さんにですね、周知をしていただいて、ぜひとも早期に取り組んでいただき、休耕田が少しでも無くなるような努力を再度お願いを申し上げまして、私の質問は時間は随分残しておりますが、終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

●西嶋議長

山本幹雄議員の質問が終わりました。

通告4、3番・福島議員。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

3番、福島でございます。私は事前通告に基づきまして、第1点目に農業指導員の招聘、そして第2点目に介護保険法の改正に変わる影響とは、という2項目についてお伺いしたいと思っております。

まず第1点の農業専門員の招聘についてであります。農業も日進月歩で進んでおります。これからの農業はただ作物を作るだけでなく、簿記を習得することも必要でありますし、常に新しい技術を身につけなければならない状況にあります。新しい技術を身につけなければ、当然、追い残されていくこととなります。先ほどありました、7番議員の質問にありましたような放牧における農地保全、あるいは無人ヘリ水稲一斉防除、苗箱が3分の1に、資材費が2分の1に、10アール当たりの使用箱数が多くても8箱で済むという蜜苗田植え、環境に優しく有機米づくりに水田除草機の導入など様々な技術が、そして養液栽培によるミニトマト栽培技術が導入されてきています。そして、薬草薬樹に加え、従来の野菜ばかりでなく新しい野菜作りも必要だと考えるものであります。これらのことは1農家や個人の素人農業ではやっていけないことであり、どうしてもプロの方の指導が必要と考え、農業専

専門員の招聘をしてはいかがと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に第2点目の介護保険法改正に伴う影響についてであります。このことは先ほど、1番議員さんが質問されたところでありますが、私は介護保険法が改正されたことにより、加入者に改正内容はどのような影響を与えるのか、特に地域包括システムとの関わりであり、認定の厳格化、保険料の改正はどうなるのか、私たちの老後はどう変化していくのかと、考えられているか、お尋ねするものであります。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員の農業指導専門員の招聘はのご質問についてお答えをいたします。農業指導の専門員につきましては平成27年の第3回定例会においてもご質問をいただき、前向きに検討を行うと答弁しております。しかしながら、現在まで適任の方がおられず、配置が実現していない状況でございます。検討を始めて2年ほどになりますが、リースハウスの養液栽培も始まりましたし、薬草栽培の普及も年々進展をしております。このようなことから、水稲栽培から転換していくニーズは年々高まってきており、町が農業指導員を配置することは、これからの農業を振興していく上において必要な方策と考えており、引き続き人材の確保に努めてまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

まず、農業指導員の前ですが、先般の議会におきまして、生産調整あるいは転作の方法がなくなるということでお尋ねしとったんですが、全国紙を見ましても、課長答弁のとおり各生産調整をやってくということが載っておりました。正しいご回答いただいたと誠に信頼しておるところでございます。そういう中でありまして、1つ今、適当な人材が見つからないということで、非常にご苦勞かけてるようではあります、7番議員がですね、2年くらい、27年の9月議会におきましてお伺いされております。いわゆる議会広報で言えば、追跡どうなったのあの質問ということになってまいりますが、当時に、7番議員が聞かれたことは私とほぼ同じ内容ではなかったかと思うところがございますが、やはり同じように指導員をあるいはセンターを設置してはどうかという伺いでございました。に対しまして、実現を目指していきたいというご回答があったかと思えます。それから2年余り経ちました。こういうことに対して、その色々ご苦勞かけておるとは思いますが、どのような経過でお探しになっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今、福島議員のこの技術者の専門員の招聘でございますけれども、なかなかですね、これ

まで先ほど申し上げますように、人材が見当たらないというので今日に至ってきておるところでございますけれども、今、確かなものではございませんけれども、それぞれの地域ですね、この近辺にですね、来年、再来年辺りにこの技術者の方が定年をお迎えになるというようなお話も聞いております。まあこうしたものもですね、こちらの方に住まれる方でございますので、早くからですね、この技術者の方の方に話を持ちかけていけばというふうに思っておるところでございますけれども、まだ正式のものはございませんけれども、こうしたものも将来的には考えていかなければならないと思いますし、さらにですね、先ほどお話のように、トマトの養液栽培等になりますと、非常にこの精度な技術が必要になってくると思います。してみれば、やはりこうした専門の方の招致をしてですね、指導を仰ぐということが大事なことではなからうかと思っております。また、今申し上げます専門の方はまだ在職中でございますけれども、いずれ定年になればですね、お願いをしてみればと考えておるところでもございます。また詳しくは、担当課長からお話を申し上げます。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

福島議員ご指摘のとおり、平成27年の定例会で答弁しました検討を行うとしております。その間、実は県の普及員の方がいらっしゃらないかというようなこともですね、県庁の方へ出向いてですね、お願いをした経過もございます。その時にはなかなか現在の状況では、いらっしゃらないということもありまして、2年が経過しております。今、この方に来られたら一番いいなということで、今ターゲットを絞っております。それが実現するように努力をしておりますが、ただ、今も、現在もこれは最近知ったことですが、そういう県の退職者の方がおられる状況があります。また、あるいは農業技術指導やって来られた団体の方とも範疇に入るんじゃないかならうかなと思っておりますので、引き続き時期を失しないようにターゲットを絞ってですね、努力をしております。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

実は、今年の1月24日にビックハート出雲で美郷町におけるところの仕事ぶりが発表されております。この発表は、28年度普及活動試験研究成果発表会これからの島根農業のモデルを考える、更に、中山間地域におけるリースハウスを利用した仕事づくり、人づくりということで美郷町が紹介し発表されました。このようにやはり事業が進むということは、非常に美郷町にとっていいことであり、私たちも誇りに思っただけでなく、頑張らなければならないと思うところではございますが、やはり、この事業、こういう事業を進めるにも高度な技術、知識を持った方が必要だと私は考えます。昔は、普及所の方が、庭先指導とかそういう形で来ていただきましたが、今、庭先指導はおろか、自分でインターネットで引っ張って見たらというような指導が多いような感じでございます。特に今、色々ターゲットを絞って、この



2年間余りを人材捜しにご苦労かけているというご説明でございました。ぜひともそのそういう方を見つけていただきたいと思います。今一度ですね、2年後のなのか、3年後になるか、よう分かりませんが、そういう方を見つけるということの気持ちを覚悟との程をお示し願えればと思います。よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

一番適任であろうという方にターゲットを絞っておりますけども、実は下話をしたことでもございまして、その中でどうでしょうかねというようなことも話をしております。まあ、もう1年ぐらいはかかろうかと思っておりますけども、結論はもう1年ぐらいの間に立てたいなというふうに思っております。最高の人材を引き当てていきたいなというふうに思っております。ただ人材を確保するためには、それだけの予算が必要ということにもなりますので、それに見合う予算確保もしていかなければならないということになるかと思っております。遅れないように網を張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

前向きな回答ありがとうございます。で、そういうプロの指導員さんを迎えるまでにですね、先ほどからも話が出ておりましたが、営農連絡協議会を設立して進めたいということが、7番議員さんのところでございました。このことは私も前にご質問をいたしまして、やったところでございます。先ほど申しました水苗箱の研修には、産業課長さんを初め、役場職員さんも参加されており、非常に頼もしいなと、他所の他町村の方は余り見ませんでしたけども、やっぱり役場の姿勢が違うんだなという感触も得ました。それから水田除草機を使った機械実演会でございますが、これも美郷の有機の会の方かどうか分かりませんが、有機栽培を一生懸命取り組んでいる方がいらっしゃいました。やはり、この営農連絡協議会というものを29年度中には立ち上げたいというお話でございましたが、どのような計画でありますか、今一度、お示し願いたいと思います。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

今、町内には、17の集落営農組合が設立されております。これだけの数の集落営農組合それぞれが活動されておりますけども、やはり情報共有とそれから新たな技術習得そういうものをですね、伝えていく、そういう場がなかなかないのではなかろうかなと思っております。パンフレット送付だけではなかなか動きにつながってこないということですので、時期を見ましてですね、まず集落営農組合の協議会みたいな組織をですね、作っていった情報

の共有それから新たな技術習得、そういうものにつなげていければなというふうに思っております。ただ、最初から組織の設立というわけにはいかないと思います。とにかく集まる機会を作っていきたいなというふうに思っております。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

営農連絡協議会については、まさにそのとおりだと思います。やっぱり地固めをしながら組織を立ち上げていった方がよかろうかと思えます。一遍に立ち上げて無理してもやれんと思えますので、そこら辺は筋立てをしながら、協議会を作っただいて、そしてプロの農業専門員さんを招聘したらいかかかと思ったところでございます。ありがとうございます。続きまして、介護保険の方をお願いしたいと思えます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員の2番目の介護保険法改正に伴う影響は、のご質問にお答えをいたします。今般の介護保険制度の改正は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題に向け、高齢者が住みなれた地域の中で暮らし続けていくために、医療や介護、住まい、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを一層推進すること、また、介護保険制度の持続可能性を勘案した費用負担の公平化などを目的に行われたものでございます。議員お尋ねの改正内容は、被保険者にどのような影響を与えるのか、というご質問でございますが、関連の高い変更点を申し上げますと、一定以上の所得がある人の自己負担額が1割から2割に引き上げられたこと、特別養護老人ホームへの入所要件を要介護3以上に限定したこと、そして、先ほど山本貢議員のご質問に回答したとおり、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の各サービスが、訪問型サービス、通称型サービスとして町が実施する総合事業へと移行しております。これらの制度の改正の中、特に総合事業の実施にあたっては、地域包括ケアシステムの趣旨を踏まえ、高齢者の暮らしを可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最きまで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスの提供体制を地域の特性に応じて構築してまいらなければなりません。次に、認定の厳格化についてでございます。要介護認定申請に対し行われる認定調査と認定審査につきましては、従来どおり変更点はございません。また、総合事業を利用する場合は、介護予防・生活支援サービス事業利用申請に対し、25項目にわたる基本チェックリストにより、介護予防が必要かどうか、どのような支援が必要かをチェックすることになります。次に、介護保険料の改正についてでございます。第7期邑智郡介護保険事業計画の策定に向け、邑智郡介護保険運営協議会の第1回作業部会が開催されたところであり、今後、運営協議会等を通じ検討してまいります。そして、私たちの老後はどう変化していくかについてでございますが、将来の美郷町の町づくりに向け、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参

画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、地域共生社会の実現を目指していく必要があろうかと思えますし、そのためには、住民の取組みと公的支援が組み合わさった取組みがより重要となってくると考えております。以上。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

山本議員さんの分とかなりだぶる点がございますので、だぶらないようにお聞きして参りたいと思いますが、まず利用料の改定作業部会が開始されたということでございます。邑智郡の利用料はかなり高額な利用料といいますか、保険料は、高額な位置にしているのではなかろうかと思うところがございます。色々な方に聞きますと、国保も入らなきゃいけないし、当然、国保税も払らないといけない、病院行くのも多いから医療費も払わなきゃいけない。加えて介護保険料もわずかな年金の中から引かれる。そしてお世話になれば当然ながら利用料も払わなきゃいけない。これは当たり前のことだと認識はしつつも、年金暮らしで暮らしていくのにはかなりきついというようなお話もお聞きするところがございます。そういう理解をしていただいているながら、新聞とかなんかでは、また一方の事業者待遇、事業所での職員さんの待遇が今一つで、離職率が高いとかいうお話もございます。両方に対して反対のものばかりでございますが、庁内におきますところの事業所待遇とか、あるいはその保険料のことについてどのように認識されてるのかお伺いいたします。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

先ほどの介護保険料、またサービス事業者の現状につきましてお答えをさせていただきます。まず、ご指摘のございました第6期の介護保険料でございますが、第5段階の基準額で申し上げますと、月額介護保険料が6760円となっております。第6期の介護保険料といたしましては、島根県内一の高額な保険料のご負担をお願いをしておるという現状でございます。第5期におきます介護保険料が5500円月額でございましたので、第5期と第6期の比較をいたしますと、1210円ばかり上がっておりまして、率といたしましても20%強の上昇率ということになったところがございます。この中で、今後、来年度以降、第7期3カ年の介護保険料の改定というところがございますが、こちらにつきましては、先ほどの2025年問題も視野に入れた中で、現在の65歳以上人口、また75歳以上の方が占めます後期高齢の皆様方の人数、また介護を必要とされます方々の認定申請、認定率、また後ほどご回答申し上げます広域保険者内におきます各サービス事業者ごとのサービス提供量とそれらを勘案をいたしまして、また国の情報等も的確に入手をする中で、今年度1年かけまして介護保険料の改定に向かわせていただきたいと思います。そのように考えておるところでございます。2点目でございますが、現状の各サービス事業者における、先ほどは議員さ

んの方からは、離職率といったお尋ねでもございました。現在、介護保険事業者におかれましては、この第6期におきまして、介護報酬、これが9年度ぶりにマイナス改定がなされたところでございます。各種サービスを調べますと、マイナス改定率が、マイナスの2.27%というふうに、国からは情報提供をされておるところでございます。ただ押しなべたところのマイナス2.27%の減額という現状ではございますが、このサービス種別の中で申し上げますと、特に施設サービスでございます。特別養護老人ホームに係ります介護報酬のマイナス幅といいのが、大きかったという現状でございます。そういった中で、先般も事業所の施設長さんともお話をする機会がございましたが、ここ数年来、常に介護人材の求人にハローワークそして高等学校また、専修学校等に訪問をされて、次なる介護人材の採用、また育成という部分で汗をかいていらっしゃるというふうにお聞きをしたところでもございます。その介護人材不足と介護報酬単価のマイナス改定ということが直接的にリンクするかどうかというところはまだ議論の余地があるかと思えますけれども、介護報酬のマイナス改定に合わせて、ここ数年来、介護の現場においても非常に人材不足がこの美郷におきましても顕著になっておるという現状がございます。こういった点につきましては、今後の国からの情報提供を待ちまして、しっかりと各サービス事業者さんとも情報の共有化に努めさせていただきまして、今後の事業運営等に、また町としてもまた広域保険者としてもしっかりと関わりを持たせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

●西嶋議長

3番議員さん、あと3分であります。

●福島議員

まず、そういうような非常に厳しい状態であるということ伺いました。先進的な取り組みを行っている市町村が全国的にもあるようでございますが、要介護認定率が指導によって下がってきたということで、事業費が保険料も下がってきたということがあるようでございます。やはり地域包括ケアシステムの推進とやはり健康推進課様による健康指導とかそういうものによって、保険も利用率も変わるのじゃないかと思うところでございます。最後の質問でございますが、もう時間ないんで、25年問題が出ました。それで介護保険施設の創設ということがどうも想定されてるようでございますが、これについて、介護医療院とかいうことについて新たにできるのかどうかを伺います。

●西嶋議長

番外、健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

先ほどの議員の方からご指摘がございました介護医療院でございます。介護医療院の位置づけでございますが、この介護医療院は、従来、療養型病床群と言われます特に医療機関、病院等に併設をされておるケースが多い訳なんですけれども、療養型病床群、それを当初廃止をしていく方向を国が打ち出したところでございました。ただ、施設サービスの必要性等鑑みまして、このたびの新たな介護保険法の改正に伴いまして、介護医療院という名称に変

えて、引き続き従来の療養型病床群が、施設サービスとして皆様方に提供できるという改正になっておるところでございます。以上でございます。

●**福島議員**

終わります。

●**西嶋議長**

福島議員の質問が終わりました。ここで少し時間はございますが、無線放送によって午前の部と午後の部のお知らせをしておる関係で、休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(休 憩 午 前 1 1 時 3 8 分)

(再 開 午 後 1 時 0 0 分)

●**西嶋議長**

会議を再開します。

通告5、2番・波多野議員。

●**西嶋議長**

2番、波多野議員。

●**波多野議員**

2番の波多野でございます。よろしくお願ひいたします。それでは通告いたしております美郷町第2次長期総合計画の実行目標は、ということで、ご質問をさせていただきます。美郷町が目指す将来像と総合計画の体系として、美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷をスローガンに、美郷町第2次長期総合計画がスタートしたところでございますが、今後10年間におけるこの総合計画の実効性について、町民・行政・議会等一体となり、進めていくことが大変重要なことだと思ひますが、第1次長期総合計画を踏まえ、この第2期長期総合計画が、実りのあるものにしていくためには、町長はどのようにしていくべきだと考えておられるのか伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

●**西嶋議長**

番外、町長。

●**景山町長**

波多野議員の美郷町第2次長期総合計画の実行目標は、のご質問にお答えをいたします。合併後、平成18年に策定した第1次長期総合計画では、協働のまちづくりを進めることにより、住民の暮らしやすさや地域の活力を高め、いきいきと活動する住民や美郷町で暮らしたい、尋ねてみたい方の増加など、住んでみたい、住み続けたいと思える美郷町を目指し、合併後のまちづくりや地域の課題解決を図るため、様々な施策を推し進めてまいりました。しかし、少子高齢化と人口減少は大きな課題であり、国立社会保障人口問題研究所の発表では、美郷町の人口は、2040年に2747人、2050年は2996人と試算されてお

ます。こうした人口推計、そして地方創生の動きの中において、町行政を預かる者としてしましは、これまでの取り組みを確かなものにしていく機会ととらえ、更なるまちづくりを進めていくことが重要と考えております。先に策定した美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成37年の人口目標を4000人として掲げ、4つの取り組み雇用環境の創出、移住の促進による社会増の実現、結婚・出産・子育て環境の向上、暮らしやすいコミュニティの形成のため何をすべきかの目標を掲げ、取り組むこととしております。そして、この1月に決定した第2次長期総合計画では、合併後のまちづくりから、次のステージに向けたまちづくりのため、目指す将来像を美しいまち・ひと・くらしがつながるみんなの美郷といたしました。また、まちづくりの取り組みを一体的に進めていくため、総合戦略を総合計画の重点施策として融合させ、策定しております。この総合計画を実りあるものにするためには、総合戦略における先の4つの取り組みで、具体的な事業を推進することが重要と考えております。雇用環境の創出においては、一次産業の就労者の創出のため、林業振興に着目をしたバイオマスガス発電の事業導入やリースハウス建設による施設園芸に取り組み、そして、移住の促進については、UIターン者向けの若者定住住宅や定住者への定住ポイントなどは、定住や美郷の暮らしの大きな魅力、動機となると考えております。子育て環境では、他の市町には劣ることのない支援制度を揃えており、きめ細かくニーズを把握しながら、継続、拡充を図ってまいります。暮らしやすいコミュニティのためには、地域のセイフティーネットの面も含め、地域交通、生活機能を維持していく取り組みを進め、連合自治会ごとの地域コミュニティ計画の動きと検証を踏まえ、地域とともに考えることが必要と考えております。計画の実行、実現の目標としては、総合計画の基本計画の下に、具体的な取り組みを定めた実施計画を定めて、先ほどの重点施策に焦点をあて、目標となる指標を設定しております。この指標は、できるだけ具体的な数値、内容としており、この指標に対する実績が計画の進捗の目安となり、この実行実現を目指すことが総合計画を実りあるものとしていくと考えております。そして、この計画を進めるにあたっては、行政だけではなく、地域、住民、議会の皆さま、町の総力をあげて取り組むことが重要と考えております。皆様への情報提供、報告や参加の機会をつくりながら、皆さまのお知恵とお力をいただき、実行、実現に取り組んでまいりたいと考えております。

●西嶋議長

2番、波多野議員。

●波多野議員

ただ今、大変町長さんの心強い答弁をいただいたところでございますが、美郷町の将来がかかっているといってもですね、決して過言ではないと思います。この長期総合計画について、ただペーパーの数字だけで終わるではなしに、100%目標が達成できるようにですね、特に人口問題等につきまして、4000人という目標があるわけでございますが、これらにつきまして、再度ですね、町長さんのそれはもう絶対に実行も、この4000人は、もう守っていくんだ、それはやっていくんだというようなそういうような意気込みをですね、再度

お聞かせ願えればと思いますがどうでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますように、平成37年の人口が、目標を4000人と掲げておるところでございます。今現在の状況からすれば、4000人という数字も目標とすれば高いのではないかと思っておりますけれども、何とでもこの人口だけは確保してまいりたいと、このように思っておるところでございます。ご承知のように少子高齢化の進んでおる現在でございますけれども、なかなかこの結婚、出産、子育ての状況がですね、今の中では非常に難しいのではないかと思っておるところでございますし、こうしたこともこれから取り組んでまいるわけでありましてけれども、一応、目標としては、4000人を確保していきたいと、このように思っておるところでもございます。また道路網整備とか、それぞれ町道等もございますけれども、目標値に向かってですね、努力をしてまいりたいとこのように思っておるところでございます。以上。

●西嶋議長

2番、波多野議員。

●波多野議員

大変、町長さんの意気込みをお聞きしたところでございますが、ぜひともですね、この第2次長期総合計画において、今後10年間の長期展望に立った活力ある魅力に満ちた美郷の実現に向けてですね、子どもからお年寄りまでこの美郷に生まれて良かった、住んで良かったと誰もが思える美郷に大変、多事多難ではあると思いますが、町民一丸となってこの計画に向かって邁進すべきものと思い、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●西嶋議長

波多野議員の質問が終わりました。

続いて通告6、6番・岩根議員。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

6番、岩根でございます。先に通告しておりました美郷町サポート経営体について、お尋ねをしたいと思います。第1回定例会において提案があった美郷町サポート経営体について7000万円の予算を可決したところでありまして。このことについては、広報等により町民の方、特に集落営農組合を立ち上げることでできない地域の方や、耕作放棄地、鳥獣被害の多い地域の方々の期待は特に大きいと思います。その方たちからですね、私たちに聞かれてもなかなか今経営形態がはっきりしていないので、この際、経営方針や具体的なことがわかるように、その取り組みを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

岩根議員の美郷町サポートを経営体についてのご質問にお答えをいたします。平成29年度においてサポート経営体を設立する予算を計上し、議決をいただいたところでございます。サポートを経営体については2月24日の全員協議会の説明から大きな変更はございませんが、農業の担い手が減少する中、集落営農の立ち上げが困難な地域も多く存在し、町全体をカバーする営農法人として設立をいたします。まず、その法人設立準備を行う事務職員として、JAから派遣をいただき、6月1日から産業振興課内で設立事務を始めたところでございます。法人の形態は、一般社団法人として立ち上げるよう現在進めております。年内には法人の設立を行い、来春から作業ができるよう進めてまいりたいと計画をしております。事業内容としては、担い手が不在となっている農地を管理していくことが大きな事業と考えております。農地管理については、中間管理機構を介した利用権設定により、耕作者として管理していくことを基本といたします。耕作の内容としては、水稻栽培、転作作物栽培、シャクヤク栽培、農地の保全管理など状況に応じた利用形態を考えてまいりたいと思っております。併せて中山間直接支払いにも参加し、未協定地域にあっては協定締結の支援と交付事務を代行し、地域内の他の担い手にも交付金が受け取られるようにしていくことも取り組んでまいりたいと考えております。また、協定地域においても、管理が行き届かず協定が困難になることも懸念されており、その解決にも協力していくことも必要と思っております。その他、JAの行っている水稻育苗、水稻栽培の受託事業に労働力の提供を行うことや、水稻育苗ハウスの空き期間を利用した野菜苗花苗などの栽培ができないか、検討も進めてまいります。法人の運営については、3名の雇用を予定しており、その職員が中心となって運営をしてまいります。併せて季節雇用による労働力の確保を行ってまいります。農業機械につきましては、町が購入し、法人に貸与することとしております。設立までに機械の選定・導入も行いますが、堆肥散布機、畝たて機なども導入し、一般の農家からも依頼があれば対応していきたいと考えております。いずれにいたしましても、岩根議員のご質問にあるように、耕作が困難になっている農地所有者の方の期待に応えられるよう努力してまいりますので、よろしくご支援のほどお願いをいたします。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

1つはですね、中山間地の機構、農地バンクの活用ということもあるわけでありまして、現在ですね、町長もご存じのように非常にですね、耕作放棄地目に余るものがあるわけでありまして、これをどうしていくかということでありまして、水穂とかそこに至るまでの整理がなかなかできないのが現状じゃないかと思っております。この農地バンクを利用するときにはですね、利用権設定の問題があつてですね、果たしてそこはどこまでいけるかが大



きな問題になろうかと思います。1 地域ですね、2 町歩 3 町歩も一緒にできればまだいいんですけども、小さいところをどうやっていくかということもあろうかと思いますが、そこら辺の点はどうお考えですか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員のおっしゃいますようにですね、地域の経営でございませけれども、利用権設定をするわけですが、なかなかですね、その利用権を設定するのに、今の状況からいえばなかなかそれが難しいんじゃないかと思っております。詳細につきまして、担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

まず、中間管理機構を活用した農地の耕作ということが1つあります。今国の方は、農地中間管理機構を利用した農地の集積というものを農業施策の大きな推進項目にしております。そういうことで島根県においても中間管理機構を活用した農地の集積というものを狙っております。ただ1つ中間管理機構に預ける土地というのは、いわゆる担い手が確保できる見込みがあるものしか、なかなか農地管理機構が預かっていけないということもございませ。そこら辺のちょっと私どもが思っている中間管理機構の姿とはちょっと違うところがあるんですけども、農地を耕作、サポート経営体が農地を耕作していくということを契約が成立するという見込みがある中で、農地中間管理機構を使っていくということになろうかと思ひます。ですから、中には、中間管理機構に預けられないという土地も歯抜けで出てくるという可能性もあるかもしれません。それからもう1つまとまった土地でなくて、転々とした小さな土地というものもございませ。そういう土地につきましても、農業経営が可能な土地であれば、サポート経営体の役割として、そういうところも含めた農地の管理というのはやっていかなければならないというふうな方針ではあります。そういう細かいものからすべてを網羅すると、今度は経営に対するリスクが出てくるということもあります。無駄が多い、あるいは収益があまり上がらないとか、そういうことも出てくるかもしれません。ただしそれは、やはり、町、JAが支援して作った美郷町の農地を守っていくという最後のどういひますかね、安心安全を確保する法人として、機能を果たしていかなければならないのではないかなというふうに思ひしております。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

確かに色々な問題はあろうかと思ひわけですが、このですね、サポートセンターというのがですね、経営形態を一般財団法人であるということ、出資も2000万ですか、出

してやるということ。町独自でなくってですね、これはあくまでもJAもですね、しっかりと出資していただきながらですね、JA自体も美郷だけではないと思いますけども、こうして進んでいく農地放棄されていく農地をどう守っていくかというのは、単純にですね、今言われるように経営形態、利益を上げるだけになっていくとですね、今言われたように現在放置されてる農地というのは、とてもじゃないけども、この経営サポート経営体がですね、やっていける状態じゃないんですよ。もう当然土木が入って、しっかりした基盤を使わないと、たとえ水穂を作るにしても、水路からやり直さなければいけない状態があるわけでありまして、ここらはですね、やっぱりしっかりした方針をもってですね、やっていかないと、ある地域はですね、場所がいいから、うちが受けてあげますわと、しかし、片一方はですね、少し辺鄙だからだめですと、こういうことじゃあですね、一般財団法人としてですね、行政が手を出している以上は、それはならないと思うわけです。そこはしっかりですね、方針を決めてですね、何としてもこの美郷町からそうした荒廃する農地を絶対守るという方針で持っていかないとですね、また、町民もね、納得しないと思います。大きな金を動かすわけですから、やはり、ただ水穂だけでなく、色んな問題のところを小種目、特にですね、美郷にはこれという特産品がないわけですよ。こういうことも、町長自体もですね、何かをそこへ美郷町のもですね、特産であるというものを強いあれを持ってですね、決めていかなければですね、これからの農業は太刀打ちできないと思うんです。米づくりでいえばですね、今一生懸命うちの議員さんもやっておられるんですけども、有機栽培、完全な有機栽培をやっている。そして美郷はもう有機栽培だと。例えばですね。そういうようなめり張りのついたものを作らないとだめなんで、この農地、今のサポートセンターがどこへ向かっていくのか、ここら辺はですね、経営方針としてしっかり示してほしいと思いますが、町長いかがです。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

センターがどこへ向かっていくかということでございますけれども、ご承知のようにですね、今各集落での農集落営農組織がもう立ち上げができないところがほとんどでございますので、そのためにこのサポートセンターを結成をするわけでございますけれども、この広範囲の中でですね、サポートセンターが、それじゃ賄いきれるかということも大きな課題でもあろうかと思っておりますけれども、これもそれぞれ、さっきお話のように、条件のいいところは行くけども条件の悪いところは後回しだとかというような扱いになりますとですね、非常に問題があろうかと思えます。やはり土地を守るためにはですね、条件も当然はあると思いますけれども、平均な扱いをしていただきたいと思っております。これからの運営についてですね、どのようにしていくかということも検討していかなければならない課題であらうかと思っております。以上。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

当然のことですけれども、そういうことですね、しっかりとを指示をして、僕がよく言うんだけど、課長が変われば方針が変わっていくようなことのないように、しっかり町長としてですね、指示、監督をしていただきたいとこういうふうに思いますし、それからもう1つはですね、今のようにこの機構管理がなかなか難しい部分をどうやっていくかということも含めてですね、例えば今、このサポートセンターへ3名常駐で張るということについてもですね、1人ぐらい専門課員を雇うとか、あとの部分についてはですね、やはり雇用については、今協力隊達が入ってですね、ぜひ百姓をしたという人間等をですね、十分利用していただきたいのも1つあります。それからもう1つはですね、今耕作放棄地に対する税金の1.8倍ですかね、にかかる部分が出ておりますけれども、なかなかここに、この間新聞を見ますすとですね、持ち主不明とかでなかなかここを上げてないということですが、町の場合はどうです。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

耕作放棄地の固定資産での1.8倍というようなところは、既に全国で88ヘクタールが課税が強化されるということを伺っております。美郷町の場合はまだ該当はございませんけれども、いわゆる担い手を見つけないと、中間管理機構も世話をしないというような、そういう制度的な方針の少し国のやり方もちょっとおかしいんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、いずれにしても、今後そういう課税が強化されるというような状況をつくらないためにもサポート経営体の存在というものを活用していきたいというふうには思っております。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

今の課税の関係もですけどもね、このままいけば多分、今の町が答弁している中でずっといけばですね、また当然放棄地は増えると思います。それまでのですね、対応、例えば、今年多分作付をしない田んぼが多々あると思うんです。これらをどうしてるのか、あるいは今まで何年も放置している。これはもう当然何らかの形ですね、やらなければ、これは解決できる問題じゃないわけですし、そこら辺をですね、しっかりとですね、基盤で見ていただいて、それからやっていかないとですね、なかなかこの経営サポート経営体でやっていくのも非常に難しいんじゃないかなと。だから、一般の集落営農組合法人を立ち上げてですね、なかなかその辺の解決もできない。できないところを今町が担うとしてのわけですから、そこは腹をしっかりと決めてですね、1つはやはり第三者言いますか、今の会社を導入してですね、そういう形に色々な物を作っていただくということも必要だろうし、ハウス事業も必

要だろうと思いますけども、やはりそこへですね、経営形態がしっかり持っていくような形、僕が今一番危惧してるのは、せっかく立ち上げたけども、ほんの今までの集落営農に毛が生えたものじゃあこれはどうにもなりません。そこら辺をしっかりとですね、やっていただきたいと思うんですがいかがですか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

設立後の経営、運営というものが一番肝心になってくるものだと思います。3名の雇用を行うということでやっておりますが、この雇用プラスアルファ季節雇用も必要だということになります。何と言っても人件費というものが嵩みますと、非常に経営を圧迫するということになりますので、少ない人数ではやりたいんですけども、やはり多くをカバーしていくためには、2、3年先には、もっともっと人を増やしていくということも考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。そうすると経営を圧迫するということにもなりますが、ただし、経営に関しては、それ以上の地域の農地を守っていくという実績を持ってですね、今後とも町あるいはJAなりのバックアップが必要なんではないかなというふうに思っております。耕作放棄地の対策の中には色々、直接そこに農地を作っていくということもありますし、先ほどありました条件整備、耕作条件の整備というものも必要になってきます。ここに道路がついていれば、向こうの農地が管理できるのになというようなこともあろうかと思えます。そういう時には、今新しい事業として、耕作条件整備事業ということの国の事業もございます。そういうのを活用していくということを考えてですね、条件不利な状態を改善してくと、そういうことも事業の中では取り組んでいく必要があろうかと思えます。そこに必ずついてくるのが、中間管理機構を活用した事業でない、耕作条件整備事業は使えないとかですね、そういう飽とムチの政策というのが続いておりますので、そこは、その条件に合うようにやっていきたいと思えますが、そこら辺も活用できるポート経営体というものにしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

確かになかなか難しい面もあろうかと思うんですけど、それを乗り越えてこそ事業が成り立つわけでありまして、それからもう1つはですね、今のサポート事業につきましては、まだ地域の方は、ほんのこうこうあるよというだけでありますので、放棄地の多い地域へですね、やっぱり聞き取りをすとか、集会開いてですね、どう地元の人が思いを持っておられるか、ここら辺を聞かんと一方的にですね、今言われるようにこうしますよ言たって、なかなかうまくいかないだろうと。当然ですね、放棄地を見ればですね、道路整備は絶対必要になってきているのも事実なんです。もう県道沿いなんかをずっと見ますと、ほとんどが放棄

地、それこそ昼前に話があった黄色い花がね、見事に咲いているという状況であります。そしてもう1箇所は、多分これからそういう形になろうとしてる地域もあるわけで、そこら辺を考えながらですね、しっかり地元との話し合いもですね、取り入れながら経営方針をですね、しっかり決めてほしいと思うんですよ。そうすることによって、例えば耕地を整備をするということになると、土木事業者もですね、やっぱり事業者そのものの潤いにもなるかと思うんで、機構との問題も色々あるかと思えますけども、そこら辺のつなぎもですね、なりうるその農地をこのサポートセンターがですね、受ける、こういうものをしっかり作りながらやっていけば何とかなるんじゃないかなと。ならなかった問題点はね、どンドンどンドン上局へ言ってですね、変更してもらおうというぐらいな構えていかないでですね、なかなかこの問題は難しくですね、出来ないんじゃないかと私は思っております。今さっき言いましたように、米だけではなく、やはり何かをやらなきゃいけないというのも事実でありますし、今、シャクヤクあるいはドクダミ草、それから山でいえばキハダとこういうような薬草の町、町長がちょうど何年前ですかいね、その話を、美郷はイノシシと薬草の町いうのをやっておられます。イノシシと薬草生かす町にするとここへ、ちゃんと言っとられるんです。だから、こういうことですね、ただ今もイノシシの部分はですね、確かに進みつつあります。薬草の部分ですね、いいところまでいったキハダが、全部そのまま植えるのは植えたが放置したという経緯もありますんで、こういうことがですね、3町色々言われました。あの時たしか町長も覚えておられると思うんですが、川本はエゴマですかいね。えっと邑南町が何だったかいな。まあ3つ言われました。で、ちょうどいいですねと言われたわけですけども、やっぱり美郷町へ行けばこれだよというものがなげにゃあいけんと、まだうちはそうはなっていないということです。ここら辺に向けてですね、しっかりかじ取りをしてほしいと思うんです。やはり、産業振興課長が烏田課長が言われたようにですね、色々な問題あったとしてもですね、政治的な問題があれば、政治的な問題で町長が解決していくぐらいの気力を持ってですね、しっかり舵取りをやっていただきたい。最後に言いますように、協力隊をですね、入れて百姓を少しでも習わしたけども、あとそのまんまになってますんで、ぜひこういうことにですね、向けての研修も含めてやっていただきたいと同時にですね、やっぱり午前中もありました専門員。専門職員。これはやっていかないと、この間もシャクヤクの分で川本農林センターですか、そこから来て、所長さん来られましたけども、全くこれは経験がありませんという形なんです。こういうことじゃあ、1つの作物をつけようとしてもなかなか難しい。米でもそうですね。素人言えばおかしいけれども、聞いても分からない、農協へ聞いても分からないから、今度農協もシステムを変えてきたということでもありますんで、町もう1つですね、そこら辺をしっかりとですね、取り組んでいただきたいと思いますが、最後に町長いかがですか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにですね、しっかりとした取り組みをせいということでございますけれども、今先ほどもお話をしておりますように、やはり中間管理機構等通してですね、この耕地を守るということでいかなければならないと思いますけれども、さっきからお話がありますように、機械導入をしますけれども、だんだんこの農機具を機械がですね、大型化してまいりますので、なかなかこの搬入がですね、耕地の路面、早くいえば農道ですけれども、そうしたのもやっぴいかなければ、そこへ機械が導入できないというところが多々あるかと思ひます。してみれば、一遍にあれもこれもということにいきませんけれども、機械がこれから大型になっていきますから、やはりそれにまぢ合うような農道が必要でないかと思ひて聞いたところでございます。まあできるだけですね、このサポ一経営体として事業が進むように一生懸命努力してまいりたいとこのように思ひております。以上。

●西嶋議長

6番、岩根議員。

●岩根議員

まあしっかりですね、これがですね、やったけどだめだったというようなことが、絶対ないようですね、お願いをしておきたいと思ひますし、絵に描いた餅にならないように、1つ十分にやっていただきたいと思ひますので、これで私も時間もそろそろ来ますので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

岩根議員の質問は終わりました。

通告7、4番・栗原議員。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

4番、栗原でございます。通告をしました大和荘建て替えについてお伺いをします。町長は施政方針の中で、大和荘の建て替えは、建て替え場所を再検討し、総合戦略における温泉や地域資源を活用したヘルスケア産業の推進拠点として、施設機能、経営体制について検討し、美郷町の将来に向けて、魅力ある施設になるよう進めると述べられました。当初の計画は、建物は旧館部分を建て替え、現在の場所で営業すると聞いていたところであります。初めに、建て替え場所を再検討した理由、次に、新たな建て替え場所と建物の規模、そして経営体制の検討とありますが、どのような体制になるのか、以上3点についてお伺いをいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

栗原議員の、大和荘の建て替えについてのご質問にお答えをいたします。大和荘の建て替

えについては、当初は、現在の場所で本館のみを建て替え、継続営業しながら、工事をするというものでありました。しかし、新館施設を利用しながら一部営業を行う場合は、肝心なお風呂や厨房、食堂などは本館にあるため、仮設設備を多くの費用を投じることとなります。また、国道375号沿いの石垣を含めた地盤が崩れることの不安解消のため、本館の建て替え位置が限定されることや、敷地内での本館解体工事と仮設設備の敷地枠の取り合いが生じ、来客者の駐車場はもとより、工事に必要な資材仮置き場にも苦慮することが懸念され、また、国道側の宿泊客の減少も想定をされます。新館施設を残して利用する場合では、新館施設と機器設備等が20年経過して経年劣化しており、新館施設においても空調や給湯設備も大きな改修が必要とされ、設備の一体的な運用、管理、コストの観点から問題があります。また、新館との従業員のオペレーションが複雑となり、業務の煩雑性から人件費への影響が懸念され、指定管理者運営における収益への影響を懸念しております。こうしたことを踏まえ、先の全員協議会にお諮りして、建て替え場所の再考を行うこととしました。再考にあたっては、潮温泉大和荘建替基本構想審議委員会を設置して、建設計画もを含めて、現在検討を重ねております。この委員会では、美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあるヘルスケア産業の事業構想を踏まえ、検討していくこととしており、大和荘の今後の施設コンセプトとヘルスケア産業との連携構想とその役割についても検討内容としております。これらのことから、ご質問2点の新たな建て替え場所と建物の規模については、委員会の検討を踏まえて、改めてご提案したいと存じます。ご質問の3点目の経営体制の検討については、ヘルスケア産業とツーリズムの考え方や方針によっては、今後の運営事業者の選定にあたり、指定管理者の公募を広く募ることも視野に入れるということで、現時点ではお答えさせていただきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

この大和荘の建て替えにつきましては、昨年、全員協議会に諮られました。事前説明の資料不足により審議をしなかった経緯があります。その時示された計画が、新たな場所への建設案であったわけであり、当初計画を聞いたわけであり、議会は、新たな場所への建設するについての資料の不足やコスト面での懸念など色々意見があり、現在の場所への建て替えを含め、もう一度整理し、全員協議会へ諮られたものと承知をしております。答弁を聞きますと、現在の場所への建て替えはしない。他の場所への建設をするということに進んでいるということであり、そういうふうに理解をしいということですか。また、他の場所への建設理由として、375号線の石垣を含めた地盤が崩れる不安があるとの説明がありました。現在の営業には問題のないのか、合わせてお伺いをいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

この建て替え構想につきましてはですね、これまで色々と会議を持ってきたとございますけれども、やはり先ほど申し上げますように現在の新館と休館というようなことになりますと、先ほど申し上げます非常にですね、経費的に無駄と言えば、ちょっと語弊がありますけれども、だぶる部分があったりというようなことですね、非常に今の場所では、難しいのではないかというお話が出たところでございます。これにつきましてはですね、色々と委員会の中でも、大和荘関係の会議の中でも話が出ておりますけれども、まだはっきりとですね、場所を変えようとか、どこにしようとかいう具体的にですね、いうのは、今検討の最中であろうと思っております。担当課長から回答いたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

ご質問に対してお答えをします。こちらで先ほど町長の答弁の中にあつた部分につきましては、あくまでも現敷地の中での建て替えといった部分での問題点について、お話をされたと思います。まあだた、実際に具体的に建て替え場所の部分について、最終的な色んな提案につきましては、先ほどこちらの場所の取り合いのことについて、かなり厳しい条件ということではあります、別の場所それから今の大和荘の敷地の中での建て替えということもですね、全然なしという形ではありません。ただ非常に課題が多いということの中で整理をしまっておりまして、この点につきましては、もうしばらくお時間をいただいてご提案をさせていただきたいということと、今後、この大和荘が持つ施設のコンセプトというものをですね、しっかりとその中でですね、その規模、それから建物の大きさというものも含めたところでやっぱり、この敷地内でやっぱり非常に問題があるというか、限界があるということであればそういったことに結論がなるかなというふうには思っております。よろしいでしょうか。

●西嶋議長

現在の石垣が大丈夫ですか。

●井上企画財政課長

現在の石垣につきましては、現行の時点では建物についてですね、亀裂が入っておるとか、といったことの報告はありませんが、以前のその石垣の設置をされた方からのお話を聞くとですね、かなり施工について問題があったとのこと聞いております。将来的なところについて、そういった不安がある部分については、なるべく排除する形で、建物の検討した方がいいかというふうに思っております。具体的な事象は聞いておりません。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

今、他の場所への建設をする理由でまあこの他の場所への建設理由として、375号線



の石垣を含めた地盤が崩れる不安があるということになれば、もう不安があると、これもう建てるということは、これはもうなかなか難しいことではなかろうかというふうに思いますが、再度これについてお願いします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

この場ですら、はっきりと実は審議会の建設検討委員会の経緯の話し合いの協議の経過のこともありますので、この場でどこということの発言については控えさせていただきたいと思いますが、町の提案としましては、昨年9月ですら、全員協議会の事前のところ、お話をさせてもらったことが1つの提案というふうに捉えていただければ、町の望む形というんですか、町の方向性というのは1つ包括いただけるかというふうに思っています。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

今、課長の方から、建替基本構想審議委員会ですかね、こういうものがあるということをお聞きしました。これは構成、委員構成ですら、どのようになつとるんか、お聞きをしたいと思えます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

構成につきましては、まず審査委員会の委員長については、現在は広島県立大学の非常勤で講師をされている吉長先生という方ですが、この方は経済通産省等ですら、ヘルスツーリズムについて色々と周知されている方で、この方を委員長に、副委員長は今現段階の大和荘の運営の三セクの常務理事の日高さんと、それから役場として副町長、それから教育長、それから大和荘の支配人の高内支配人、そして、観光の面からですら、定住推進課内にあります観光協会の山根さんという方、そして事務局として私というふうな以上のメンバーでございます。よろしいでしょうか。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

今、委員の説明を受けましたが、これ民間の方といますか、地域の方の名前がなかったというふうに思えます。これはどうなんですか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

失礼しました。地元を自治会ですら、潮曲利連合自治会の吉迫克彦さんがいらっしやい

ました。以上でございます。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

当初この審議会では、大和荘の施設のコンセプトとか、事業構想の検討をされるというふうに思っておったわけですが、これ建て替えも検討されるということですね。これ検討されるということになりますと、議会からも当初計画の中で、建て替え場所のコストとか、またバカンスハウスの取り壊した後の再建築はどうなのかとか、色々議会の方から意見が出たと思いますが、これについての検討はされておられるのか、また新たな建設場所となるところについて、審議会の方針を受けて提案するとのことではありますが、当初計画された場所以外にも検討されている場所があるのか、再度お聞きをいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

場所につきまして、まずこちらの方、建設検討委員会につきましては、基本的にヘルス産業であるとかヘルスツーリズムの提案の部分に、構想の部分につきましては、以前お話ししました庁舎内の内部検討委員会というところで、ある程度素案を出しまして、この審議会の中では、それを踏まえたところで、この大和荘自体の既設のコンセプトを考えるというところに、その役割を担っていただいております。それで、場所につきましては、その場所のここ今違う場所のところについては、前回お話しした経緯もありますが、大和荘の向かいにありますバカンスハウスを含めた潮交流センターを泉源の関係もありますんで、近隣の土地として、あそこの場所のことも想定して比較検討を一度したことがございます。ただ工事費につきましては、それぞれの工事単価がですね、その当時の概算でございましたんで、余り数字のところについては、費用についてこの額というお話はしあげなかった部分がありますが、ただ比較検討において別に新たな場所にその同規模の施設を作っても、仮説工事の意味合いからすると、ほぼ同額になるという判断は、こちらの方でしております。ただ、基本構想の検討委員会の中の作業において、その工事費を打ち出すということはしません。この構想を受けて、実際にこの基本設計を出して、実際こちらの場所に建った場合、場所の選定を決めてから、その費用を算出するのがいいかというふうには、思います。以上です。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

先に、中期財政計画というのが示されました。ここの中に大和荘の建設予算、まあ30年度に建設をするということで、聞きますと約7億円というふうに聞いております。これは建物の建設費費用で、他に予想されます、例えば建物の解体とか、造成地の整備、こういうことを含んでいるのか、含んでいないのか、というところをお聞きをいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

先にお示しました中期財政計画につきましては、本当にあらあらな額でして、建物単体の額というふうに捉えていただいて結構です。いわゆる、この後に発生をした建物の解体等の金額が入ってございません。あくまでも7億のというのは、本当に概略です。中期財政計画につきましては、その性格からですね、きちんと積み上げた金額をですね、出してないものもありますんで、7億という部分が数字だけ先走りするとちょっとあれなんですけど、あくまでも計画の中に織り込んだ数字ということで、捉えていただければというふうに思います。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

大和荘の施設のコンセプトについては、ヘルスケア産業との連携構想も必要になるということは承知をしていますが、やはり、このような施設は、町民が使いやすい施設になるよう検討されまして、温泉施設であります。兼ねて住民からの要望がありましたが、無料休憩室をぜひとも備えていただきたいと、これ以前、これは全員協議会でもお願いをして答弁をいただいておりますが、ぜひともこの無料休憩室を備えていきたいというふうに思っております、検討していただけますでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

このヘルスケア産業をヘルスツーリズム、確かに外貨等の獲得というところの目的もございまして、地域にこれまで愛された施設というところもございまして、その両方がある程度兼ね備えた施設にしなければいけないということは、僕らも色んなニーズから取って考えておりますので、そういった休憩場所等もですね、色んな中で、敷地の建物の取り合いの中で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

今の質問ですが、課長から答弁いただきましたが、ぜひとも町長から答弁をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

今質問の途中の中で、まだはっきりした構想がですね、出来たものでもないわけございまして、これからまた役員会等もあることございまして、その中からまたどのような方向

に持っていくかということも検討をする段階に来ておりますので、まだ今ここですね、どうということは申し上げることになりませんが、何としても地元の皆さんは当然でございますけれども、ああした宿泊施設でございますから、出来るだけですね、早い機会にと思っておりますけれども、まだいつになるとかというようなことまでの小さいことはこれからでございますので、これで答弁にさせていただきたいと思っております。

●西嶋議長

無料休憩室をどうされるのかというのが。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

失礼しました。無料休憩室でございますけれども、これから検討していきたいと思っております。以上。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

この大和荘の建築にしましては、今だ建設場所も決まらない、また建物の規模も合わせてまだ決まらないということでございます。建築は30年度というふうに聞いておりますが、これまで建設が伸びた経過もあり、予定のとおり、30年に建設ができるのかどうかお伺いをします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

当初予定を全員協議会の方で、お示しをしておりますが、大体、今年の夏ぐらいまでには、そういったどちらかの場所に選定するような報告を考えたいと思っておりますし、それ以後の計画としましては、秋ぐらいからですね、基本計画、それから年をまたいで実施計画の方が出来ればいいかなというふうに思っておりますが、30年度内にはですね、建設の方に着手したいと思っております。30年度内に。以上です。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

最後になりますが、これ答弁は結構でございます。大和荘の建設は予算規模が約7億円というふうに聞いております。当庁の一般会計予算の1割ですね。約1割、これだけの大きな金を使っての事業になるわけでありまして。収益施設となり指定管理施設であります。運営事業者も公募をされるとのことです。将来にわたりこの施設が魅力ある希望の持てる施設となるように切望して質問を終わります。

●西嶋議長

栗原議員の質問が終わりました。ここで、2時15分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時 01分)

(再開 午後 2時 15分)

●西嶋議長

会議を再開します。

通告8番5番・藤原議員。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

通告時間30分となっておりますので、2時45分までお願いします。

●藤原議員

5番藤原でございます。通告に従いまして、以下の質問をさせていただきたいと思っております。美郷町の魅力や取組情報の発信についてということでございます。UIターン者の受け入れや子育て支援などの人口減少対策、観光による交流人口の拡大などで、他の自治体との地域間競争が激しさを増す中、美郷町の情報提供や認知度向上が重要となっております。このためには、広報機能の強化を図り、美郷町の魅力や取り組みを町内外に情報発信する体制を整備する必要があると思っております。また住民の声を施策に反映するための広聴活動や、住民の行政への関心を高め課題や話題を共有する上で広報誌の充実も重要と考えます。今年度より、島根県においては広報部が新設され、知事からの指揮命令系統を明確化し、島根の良さや県の取り組みの情報発信を強化する機構改革が打ち出されております。こうした中で、美郷町における広報活動の方針、メディア対応、インターネットサイト運営に関する情報発信の考え方や、広聴活動についての考え方についても伺いをしたいと思っております。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員の美郷町の魅力や取り組み情報の発信についてのご質問にお答えをいたします。ご質問にあります情報発信、広聴活動については、町のイメージにもつながる重要な施策であると認識をしております。本町では、島根県のように広報部設置の機構改革までではありませんが、本年度から、各課、室より1名ずつ委員を選任し、中堅職員を中心に広聴広報委員会を設置いたしました。早速5月30日に第1回を開催して、同委員会での多い役割や取り組みについて協議をしております。同委員会の役割としては、美郷町の魅力について、効果的な発信や手法について横断的に検討して、同時に情報を共有化するものであります。具体的には、広報活動の方針については、広報紙では施策テーマを特集して、住民へのインタビューなどに加え、読んでもらえる広報紙づくり、ホームページを初めとするインターネッ

トを利用した情報媒体の更なる活用や情報の一元化について検討することとしています。また、新聞社などのメディア対応では、新規事業や行政全般にかかるニュース事案が柔軟に公表できるように議会の皆様と共ご協議、調整するなかで取り組みたいと考えております。今後は、広聴広報委員会の協議を踏まえながら、美郷町一丸となった情報発信に積極的に努めていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

お答えをいただきました。今お聞きしましたら、5月の30日に広聴広報委員会を設置したと。まあ第1回目開催しと。魅力発信の手法等について協議を重ねたということでありませう。県の方で、今年4月からですね、あやって、8部あったのが9部になりまして、女性部長が誕生しました。ここに書いておりますように、広報部が新設されまして、新たな部署が誕生し広報活動に重点を置くということで、県の魅力発信についてですね、機構改革をなされたところでもあります。そういった中で美郷町においてもそこまでいかななくても、広聴広報委員会を設置し、各課1名選出と言われましたけど、そういったことに力を入れていくということを言われました。私これ最初ですね、県のそういったニュースを聞きまして、非常に興味を持っておりました。4月以降どういった、例えば、フォトしまねですね。そういったものがどういった内容で出るかなということで、期待しておりました。毎月です、フォトしまね、美郷の広報紙あるいは、4月は町の議会だよりも出しましたが、色んなところの広報誌が出るわけでありまして、まず最初にですね、フォトしまねを見させていただきました。なるほど結構、力を入れられておられるなというところで、いい記事が載っておりました。続きましてですね、広報みさと4月号、ここ持って来ております。見させていただきました。これ、三江線のね、列車の桜の列車、いいですね、これ。非常にいい図柄を切り取ってありまして、いいなと思って見ました。こうやってめぐりましてね、そうしたら町長がえらい地味な写真がここに載っておるんですね。白黒なんですね。次見ました。まあカラー2色、2色カラーというんですかね。そういった感じ。まあ私ですね、役場通信であるとか、あるいは一番いつも興味を持っておるのは、まちかどウォッチング、このシリーズ、あるいは情報玉手箱あるいは、美郷の人々、こういったいきいきした人々の紹介、そういったところをですね、いつも楽しみに見させていただいておりました。これ5月号ですね。この間入手しました。3月号を持ってきました。3月号まではですね、カラーなんですね。これ素晴らしいです。役場通信こういったものもカラーですね、それからこういったまちかどウォッチング、子供達の様子、いきいきと伝えておられますね、いいですねこれ。それからこういった美郷の人々ですね、こういったものもカラーにしてある。非常に楽しみにしておったのが、4月からですね、白黒に変わったわけなんでして、まず最初にですね、なぜこのカラー化をやめてですね、こういった白黒の広報紙に変えられたのか、どういう経緯でですね、こうなったかお答えいただきたいと思っております。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

この美郷町の情報発信ということでございますけれども、非常に重要な効果があるかと思っておりますけれども、色々なところで美郷町はという話は聞きますけれども、実際にですね、まだまだ美郷町というものが宣伝不足なところがあるのではないかとつくづく思っております。議員おっしゃいますようにやはりですね、美郷町の発信をしていかなければなりませんけれども、今の質問したことにつきまして、担当課長から答弁をさせていただきます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

藤原議員さんの広報誌の白黒というところでお答えをしたいと思います。実は昨年度まで全面カラーということで、広報誌を作成しておりましたが、今年度がちょっと私どもの関係課の中です、ちょっと協議をしたんですが、まあ裏表については、従来どおりカラーでやると、中については、シンプルに1つ2色、1色ですね、いわゆる2色刷りで、今年度はやってみようかというところで、確かに写真なんかでいうとですね、カラーの方が、見映えっていうんですかね、そういった華やかさはあるかと思うんですが、他の広報紙なんかも色々参考にさせてもらう中ですね、白黒というんですかね、2色刷りでもですね、それなりの魅力はあるねということで、ひとつ今年ちょっとそういった取り組みをしていこうというところで、取り組みをさせていただきました。これまでも、いろんなお声がありまして、やっぱりカラーが良かったねとかいうこともあります、今年の2色刷りについては、そういったちょっとひとつシンプルな紙面構成を目指してですね、より分かりやすく、読んでもらえるということを視野に入れて、今回そういった取り組みをさせていただきました。以上です。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

シンプル紙面構成、より分かりやすい記事に努めるということでもあります。読んでもらわなくてはですね、意味がありません。私、今、色々な人に聞いたらですね、何でだろうかなということですね、ちょっとかなりせつかくカラーで、いきいきとした姿がですね、この毎回取り上げられておったのに、何でこうなったんだろうかな、経費節減のためだろうかというような話もあったり、色々ありましたけど、今聞いたらシンプルな紙面構成でいきたいということでもありますけど、そのシンプルな紙面構成によって、読書層といいましょうか、増えるわけでしょうか。かえってこのことによってですね、ただでさえ見る方が少ない広報紙が、読んでいただかなければ意味がないわけでありまして、読書層が離れるんじゃないかとい

う私は懸念をいただきますけど、そのようにはお考えになさらないのでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

当時の私どもの考えとしては、先ほども述べたようなところで、紙面の構成とそれから、全体の配色について協議しました。ただ色んな先ほど言いましたように、色んなお声がある中ですね、今度広聴広報委員会等を設置した中ですね、この点についてまた再考が必要、それから再考すべきというところがありましたら、またその辺についてはですね、検討していきたいと思いますが、当面の間はですね、この2色刷りのところでですね、進めていきたいなというふうには考えております。以上です。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

当面の間はこれでいきたいということであります。まあ広聴広報委員会設置されましたので、ぜひともですね、また元に戻していただきたい。そのようにまた話を出して検討していただきたい。私はこのように思います。それで、このことを決められたのは、編集責任者である企画課長が決められたわけでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

先ほどお話ししましたように、私どもの課内の方で決めさせてもらいました。私が独断で決めたわけではありません。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

私が独断で決めたわけではないと言いましてもね、広報発行規定というのがありましてね、それを見ますと発行責任者は、企画財政課長であるというふうになってます。今言われましたけど、あなたの責任によって、これを変えられたわけです。その辺もう一遍確認しておきます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

最終的な責任は、先ほどもお話もありましたように私の方にあると思います。以上です。

●西嶋議長

5番、藤原議員。



●藤原議員

大変重要なこれはことだと思えます。いかにですね、発行責任者が企画課長であると言いながらも、やはり町長までしっかりですね、お話をさせていただいて、了解のもとにですね、上層部の了解のもとにやっぱり変えていただきたい。一課長、これを見ますと、発行責任者は課長ですんで、それはなるかと思えますけど、やはり情報発信の一番の要です。町民のほとんどの家に届くわけでありまして、重要な情報発信源でありますんで、慎重に事を運んでいただきたい。発行にあたっていただきたいと思うわけでありまして。それで、いろんなシリーズ特集ものがありますけど、毎回広報ですね、編集会議を行ってですね、今月はこういう方向でいこうと、そういった会合を行って、このものは作っておられるわけでしょうか。これを見ると、編集委員というのがおりまして、それは各課の課長及び事務所長を編集員とし、定期的に編集会議を開催すると。まあ広報のただ単に、企画財政課のみの独断と偏見で出すんでなくてですね、すべての課の合議制を持ってですね、編集会議をもって出すんだというふうに私は読み取るわけでありまして、この辺のところはそういう手続をちゃんと踏んでやっておられるわけでしょうか。直近の編集会議はいつ開催されましたか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

この点につきましては、昨年度までの、私が企画財政課長に昨年度からなっておりますが、昨年度のところにつきましては、それぞれの課からのですね、記事については、それぞれの課を通じて、課長さんの責任において記事を取りまとめをしてこちらの方で編集しているという形で、具体的に会合をもって、その編集の会議はしておりません。ただ、今年度からですね、広報広聴委員会というところでですね、そういったテーマであるとか、記事の編集というものをですね、毎月1回という取り決めは今はしておりませんが、そうした内容で月1回ではございませんが、そうしたテーマであるとか、紙面の構成についても協議を諮っていくつもりでございます。以上です。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

ちょっと最後の言葉が聞き取れませんでしたけど、広報を見させていただきましてですね、例えば、今月号あたりを見ますとですね、これですね、今月号。特集号として美郷アプリのことが載っております。1ページ、2ページにわたってね、組んであります。もっとうまくタイムリーなもっとうまくこれも必要です。必要なんですけども、もっとう時的にですね、出さねばいけん記事があるんじゃないかと思うんですね。私、嘗てですね、三江線問題で起こったときに、住民の民意の醸成のために早く特集を組んで出されたらどうでしょうかという事を言いました。三次市さん辺りの記事を持ってきてですね、三次市はタイムリーに出されていまして、美郷はそういったことは出されない。情報はされないということで、

非常に歯がゆい思いをしたわけでありまして、例えば、今でいうとですね、これも三江線問題でありますわね。それからリースハウスであるとか、公有財産等管理計画のことであるとか、あるいはバイオマス発電であるとか、もっともっと住民さんがですね、知りたいことを特集として出すべきではないでしょうか。美郷アプリもいいんですけど、これ2ページにわたって出すようなことじゃないと私は思います。その辺のところをですね、しっかりと編集会議をすればですね、必ずチェックがかかると思うんですけど、それがなされてないと思うんですけど、その点いかがお考えでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

藤原議員さんの質問にお答えしたいと思います。議員さんお話がありますように、そうした三江線の特集であるとか、タイムリーな記事というのをですね、私自身もちょっとそういったところについては、もうちょっと今後展開をしていかなきゃいけないなというところをもってですね、今年度そうした形ですね、特集であるとか、それぞれのテーマ施策とかいうのをきちんと整理して、今年はやりましょうというところに立ち返っておりますので、その辺のお話いただきましたところにつきましては、管理させていただいてですね、今後そういうところで努めていきたいというふうに思います。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

まあ今後は、タイムリーなものに努めるということでありまして、5月30日に広聴広報委員会が立ち上がったところでありまして、各委員さん方、そういったこともしっかりですね、協議していただいて、よりよい記事を出していただきたい。それもまたカラーで出していただきたいというのが私の望みであります。広報活動、広報紙のことについて今お聞きをしましたけど、メディア対応のことについてお聞きしたいと思います。大きなメディアとして、新聞とかテレビとかあります。かつてですね、テレビで、嘗てですね、2年半ぐらい前ですか、地域おこし協力隊のことを取り上げられまして、NHKさんですね。草刈りばかりさせられとった地域ですね、その受け入れ体制とか、行政の対応が不十分だったかのごとくの報道が流れまして、非常に不満を持った覚えがあります。それはまあ質問したことがありますが、そのときのお答えですね、メディアはPR効果が絶大な反面、信頼感を低下させる場合もあり、慎重な対応が重要であると、取材があれば企画内容等を確認し、適切でない場合は受けないとのことでやりました。それでですね、今年の2月頃じゃなかったかと思えますけれど、NHKのこれバラエティだったと思いますけど、勝手にブランド発見伝などというみさ坊のキャラクターを扱った番組がありました。無線でも流されました。ラインでも流れてきました。今からやりますよということですね。それで、それ見させていただきました、ちょっとガクッときたんですけど、企画の方で、この放送流されましたけど、それを見られ

た感想、どのようにお持ちでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

すいません。先ほど、藤原議員さんお話ししましたその番組等をですね、私拝聴しておりますんで、お答えできません。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

たぶん、あの放送はですね、企画課サイドの方で流されたと思います。流した以上はですね、課長聞かんかったにしてもですね、どういう内容だったかという後日の話し合い、感想そういった場も、もたれなかったわけですか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

その放送自体のちょっと私、記憶がございません。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

記憶がないと言われましたね、役場の無線で流されたんですよ。こういう番組をします、見てください、ラインでも流れました。まあラインたどってみるとあると思います。それで、その時の内容ですけど、みさ坊というキャラとですね、どこかの町村のホテルのキャラ、これがですね、あるキャラの引き立て役に回ったんですよ。なんというか、ミスマッチといいましょうかね。みさ坊が持つ悩みもパーソナリティに打ち明けてどうのこうのという内容だったやに思いますけど、これもですね、しっかりと番組内容をチェックしてですね、NHKがやるから、民法じゃないから、多少はましかというようなことで出られたんじゃないかと思いますが、非常に、これまた美郷のイメージがガクッと落ちたように思うんですけど、そのことすら把握されておらないわけですね。もう一度確認します。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

ただいまの藤原議員のみさ坊出演しましたNHKのバラエティ番組の件でございますが、最初に企画があったのは、定住推進課の方にとしたことだったというふうに記憶をしております。ただそのときの企画内容につきましては、決して引き立て役というようなイメージは持っておりませんでした。自虐的などころはあるのかなというふうには思っておりました中で、みさ坊の知名度のアップというところも加味しまして、この出演につきましては、お

引き受けをしたというところ。それから皆さんにも見ていただくために、放送の方も定住推進課の方で企画財政課の方へ依頼をしたというふうな流れだったように思っております。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

大変私、思い違いをしておりました。企画の方で企画されて流されたんだというふうに思いましたが、定住推進課の方で、受けられて流されたということでもありますね。今言われましたように、大変自虐的なキャラのあれであったということも言われましたけど、見られて多分ですね、情けない思いをされたと思います。そういったようにですね、非常にその情報発信の仕方が下手くそなんです。と私は思います。適切でなければ番組を受けないということを前回おっしゃられたのにですね、また、そういったことを受けられてですね、町のイメージが結構またダウンしたというようなことじゃなかったかと思えます。それで、もう時間ありませんけど、ネットことについては、もう話をしません。広聴活動についてですね、昨年ああやって、各地区を回られまして、広聴、住民懇談会されました。その結果をですね、いつになったら、こういった広報誌辺りで流れるわけでしょうか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

町政懇談会につきましては、先般1月の諸報告のところで、大体の人数、参加された方の人数をお知らせして報告をさせていただいています。ただこれまでの経緯でいくと、町政懇談会のところの具体的な記事については特に広報誌では掲載されてなかったかなというふうには記憶はあります。確かにおっしゃるとおり、町政懇談会、こんな内容でしたというところの部分ですね、広報誌での掲載というのも、今となってはあった方が良かったと反省をするところでもあります。ということで、お答えさせていただきます。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

広聴広報委員会立ち上げられました。昨年、ああやって、広聴活動されました。今からでも遅くありません。発表していただきたいと思えます。議会の方はですね、議会報告会というものを議会改革の中で行いをしました。年に2回去年やりました。その都度議会だよりに載せてですね、こういう意見がありましたということ載せております。多分皆さん方見られたと思えますけど、まあ色んな意見があります。こういう意見がある、ああいう意見があるということですね、やはり広聴、しっかり聞いて、しっかりこういう意見がありますということ流していただきたい。それがやはり広聴広報の役割であろうかと思えますけど、まだ1年経っていません。こういう結果でしたということ流す気持ちがありますでしょうか。今度の広聴広報委員会で、そういったテーマのことを出させていただくことができま

すでしょうか。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

次回開催します広聴委員会、ご質問があった内容につきまして色々な形でお諮りしてですね、改善に努めたいというふうに思います。

●西嶋議長

5番、藤原議員。

●藤原議員

県がああやってですね、広報部を作って力を入れたという中で、美郷町において5月30日に広聴広報委員会が立ち上がったということで、大変結構なことだと思っております。このこと非常に大切です。ぜひとも、広報誌あるいは色んなメディアネット等を使ってですね、美郷のPRをしていただきたいと思います。時間がまだありますけど、最後になりましたけど、4年間大変お世話になりました。美郷町の貴重な重大事項の決定事項に参加させていただきまして、住民に変わってですね、行財政の運営をチェックし、そして執行部の所信や議事を正してまいりました。大所高所から色んな質問をいたしまして、皆さん方には不快に思われたかもしれませんが、これもすべて住民福祉の向上、美郷の発展をもってのことでありまして、議員としての職務を果たしたわけでありまして、そのことをご理解していただきたいと思います。4年間ありがとうございました。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

通告9、9番・黒川議員。

●西嶋議長

黒川議員。通告時間30分ですので、3時15分までお願いします。

●黒川議員

私は次のことを通告しております。その1点をお伺いいたしたいと思います。町道都賀西都賀行線の通行止めということでお伺いいたします。これから本格的な梅雨の季節になり、豪雨など川の増水や崖くずれ、災害などが発生しやすくなります。美郷町においても、この町は絶対に安心という保障がどこにもないと思います。そこで町道都賀西から大浦までの区間昨年度から通行止めとなっていますけど、住民は大変不便な思いをしていると思います。通行止めがされて約6カ月以上たちますけど一刻も早く復旧に着手し、住民の不安の解消に努めていかなければならないと思います。町道都賀西都賀行線の現状はどうなっていますか。復旧の目途についてお伺いいたします。合わせて町内の山沿いを走行中によく落石を見かけますが、見回り対策はどうなっていますか、お伺いいたします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

黒川議員の町道都賀西都賀行線の通行止めの質問にお答えをいたします。町道都賀西都賀行線はご質問のとおり、昨年7月から落石により通行止めをしております。建設課において、直ちに県へ社会資本整備総合交付金の申請を行い、平成29年度予算にも計上しておりますが、交付金の当初予算内示には割当がなく、現在のところ補正待ちの状況です。今後の状況次第では、町単独事業により対応してまいります。道路の見回り対策についてのご質問ですが、職員が現場等に出向く際に帰りは違った道を通るなどして、見回るようにしておりますが、こうしたことだけでは十分な把握は難しいのも実情です。そこで昨年、広報みさと11月号でお知らせしておりますが、美郷町公式アプリに道路危険箇所の通報機能を追加して、住民の方からの情報提供により把握する取り組みを始めております。スマートフォンで落石などの写真を撮っていただき通報いただくと、ある程度の場所まで特定できるようになっており、早急な把握につながります。こうした方策を含めて、早急な対応に結びつけたいと考えております。以上。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

今答弁を聞きますと、社会資本整備総合交付金、今年度は、落石対策ということで3000万という予算はついてますけども、補正待ちということですけど、これが補正がつかない場合は、町単独でも対応するという答弁でございますけど、これもだいたい今回は7月からですが、約1年、1年か2年ぐらい前にも約半年か1年ぐらい、あそこ通行止めになってると思うんですけど、今の落石に対する大体的見積もりとかどのぐらいの金額を要しているのか。それと、その対策としてネットとにするのか、吹き付けにするのかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけど、それとですね、交付金の対策ができないということで、町単独でそういうものを考えていった場合に、これからの落石とか道路の崩壊などがだんだんだんだん増えていって、通行止めが多くなるんじゃないかなと思いますけど、町単独事業で、例えばこれを今回の場合行った場合に、いつ頃この通行止めが解除出来るかっていうのを1つお伺いします。それと対面には375という道路がありますけれども、この都賀西都賀行線というのは、その次に大切な道路ではないかと思えますけど、ちょっとお伺いします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

大変地元の皆さんにはですね、ご迷惑をおかけしておると思います。担当課長の方からお答えをします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘の都賀西都賀行線でございます。こちらにつきましては、平成26年度まで道整備交付金事業ということで改良工事を行っておりました。そのときのですね、未着手で出来てない仮称も含めまして、29年度社会資本整備交付金ということで予算要求をさせていただいております。ご指摘の落石のある箇所ということでございますけども、こちらにつきましては工法的には、大きな石につきましては、その場で固定をするような工法で、こちらが大体3カ所程度あると。それから、逆に撤去する箇所が、10箇所程度というふうに報告が上がってきております。この金額につきましては、おそらくたぶん、大きく見積もっても1000万まではいかないところというふうに考えておまして、3000万の要求につきましては、先の道整備交付金でできなかった箇所を含めた金額ということにして、要求を行っております。それと今後の解除がいつ頃になるかということでございますけども、今現在、県なりの補正を待っておる状況ということで、これが秋口ぐらいにははっきりするであろうと思っております。その中で、もしそういったものがつかないということになりますと、今落石があった箇所、こちらの方を町単独自事業ということで対応をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

大体、秋口の方から触るとか、そういう今から予定しなきゃあいけんというのは聞きましたけど、ここの地域というのは、都賀西都賀行線というのは、大体夏場になりますと鮎とかそういう川遊びする方々が結構多いところでございます。これらにまあ来る人、結構来ますけど、そこは全体的に、都賀西から大浦までぜんぜん通れないとなると非常にこう作業にしても打撃を受けるんじゃないかなと思います。そこで1つの提案ですけども、今落石がある場所はどこかという、それは1箇所なのかもっとあるのか、ちょっと分かりませんが、もし、落石がある場所を除いたところで、車が通行できるのであれば、そこまで通行何メートルぐらい先が通行止めというふうな表示をさせていただいて、その鮎取りに来る人とか、川遊び主体に来る人方に、そこをある程度は解放してあげればいいんじゃないかと思うんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘のありましたとおり、通行止め区間というのがですね、現在、車がUターンをできる場所ということで、都賀西集落のすぐ下の場所、それから大浦橋のすぐ上流側のところということで、非常に長い区間、通行止め区間を取っております。今の落石危険箇所ということでございますが、実際本日のところ、午前中のところでも、職員の方点検に向かわせております。実際には、落石のあった箇所と幾らか上流に向けての分が危険な箇所というふうに

報告が上がってきております。今現在通行止め、バリケードをしておる箇所につきましては、先ほどご指摘ありましたように、何メートル先で通行止めというような格好で短縮といたしますか、区間の短縮は可能というふうに考えておりますので、そういう取り組みの方をしてまいりたいというふうに考えております。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

分かりました。できるだけ場所の長い区間じゃなくて、短い区間でやっていただければ、その辺の人も大分利用しやすいんじゃないかなと思っております。先ほどおっしゃったその場所ですよ、場所は私もちょっと見に行ったんですけど、中学校の対面辺りなんですか。どの辺なんですか。これ大きな石が1つあったような気がしますけど、そこなんですか。ちょっとお伺いします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘のとおり、現地に大きな落石が落ちております箇所、こちらの方が危険箇所、その幾らか上流部分にも危険箇所があるということで、先ほどのご指摘にありました川へ降りる道までのところにつきましては、危険なところはないと。ただ昨年7月から通行止めをしておりますので、草等が覆い茂っているという報告がありまして、そういった対策を、草刈り等を行って、そこまでは開放できるのではないかとというふうに考えております。下流につきましては、その落石箇所からの下流につきましては、危険な箇所は今のところ見つかっておりません。以上でございます。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

分かりました。まあできるだけ、それを進めてほしいと思いますけど、せっかくこの夏場に向かって、そういう方々が来るためにも、そういうのをさせていただきたいと思っております。それともう1つ見回りのあれですけど、仕事で工事現場なんか行った時帰りに見回って、道路見回りをしているんだという、今、報告を受けたんですけど、実践的にその現場に直接行って、帰りにほいじゃあ別の路線を回って帰るっていうのは、不可能に近いような気がするんですけど、その辺のことはどういうふうに考えているか。それともう1つ聞きたいのは、大和事務所がありますよね。大和事務所の職員の方々が、大和地区の見回りをしてると思うんですけど、どの程度、どの範囲を見回りをしているのかというのと、それともう1つ昨年の11月から広報みさとでやってますけど、公式アプリの中で、危険箇所、そういうのが出たら、そこにアプリすると、そういうものを情報提供、流せるというふうなシステムになりましたよね。それがどの程度進んでいるか、というのをちょっと聞きたいんですけど。



●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

パトロールの現場からの帰りというところでございますが、実際、現場からの帰りに通れない道路もございます。出来るだけパトロールの方、実施していきたいというふうに考えておりました、出来るだけ、月1回程度は町内を職員でパトロールをしていきたいというふうに思っております。それで大和事務所の取り組みということでございますけども、こちらの方につきましては、住民の方からの連絡等によりまして、現地の方に赴いて、落石があれば、取れるものですら撤去。もしそれが難しいということであれば、写真等を建設課の方に送っていただいて、建設課の方で対処するというような形になっております。アプリの状況でございます。こちらにつきましては、現在、建設課職員の携帯端末にも連絡が入るようになっておまして、休みの期間であっても、そういった通報があれば対処する形になっております。以上でございます。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

大和事務所の方では、これは週1回でも事務所自体で、見回りしているんですか。そういうのを、ちょっとお伺いいたします。それと、先ほどアプリの方で、11月から何件そういうのが入ってきたんでしょうか。それをちょっとお伺いします。

●西嶋議長

番外、大和事務所長。

●難波大和事務所長

大和事務所での見回りについてですが、定期的には行っておりませんが、職員の数がしれていますので、まず住民さんからの連絡を受けて、その場合に出掛け、職員が対処出来るものはその場ですぐしますが、それ以上、職員の手におえないものは、即写真を撮って建設課へ、先ほど課長が説明したように建設課で対処してもらっております。見回りについてですが、主に月に1回配布物がありますので、比之宮地域の職員、比之宮地区とか事務所以外の場所のところでも色々場所をめぐりますので、そのときに落石等のことがあれば先ほど申しましたように対処できるものは事務所の職員でいたしますし、できないものは、建設課へ連絡するようにしております。定期的な、今後、梅雨に入りますので、今後は、随時できれば、月何回かはパトロールとして回りたいと思います。以上です。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

大変申し訳ございません。先ほど件数の方、申し上げるのを忘れておりました。昨年11月のアプリ使用開始以来ですね、約8軒ございます。こちらにつきましては、落石だけでなく

ちょうど冬の時期に当たりましたので、倒木等の連絡も入れての件数でございます。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

9番、黒川議員。

●黒川議員

11月からそういうのやって、8件あって、ということで、大分そのスマートフォンのアプリの利用が、皆さん住民の認識が高まってきたかと思ひます。それと今聞きましたら、大和事務所の今から梅雨に入るから、最低月1回以上ぐらひは、地域を見て回りたいというような意見もお聞きいたしました。そういうことを道路の危険性、通報というのが、これから大変な時代に入っていくと思ひますけど、美郷町においてそういう事故、災害がないように祈って、私の質問を終わらせていただきます。

●西嶋議長

黒川議員の質問が終わりました。続いて、最後です。

通告10、11番・佐竹議員。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。佐竹議員、通告時間20分となっておりますので、この時計で25分までです。よろしくお願ひします。

●佐竹議員

最後の質問でございますが、1点だけお伺ひをいたします。企業誘致をということで、合併してから14年、これまで本格的な企業誘致を考えられたことはないと思ひます。しっかりした企業の誘致を計画していただきたいと思ひます。いかがでございましょうか。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

佐竹議員の企業誘致を、のご質問にお答えをいたします。企業誘致は、雇用拡大や地元への経済波及効果で即効性があるとともに、税収の確保や定住対策としても重要な取り組みでございます。過去には町内でも、製造業を中心とした誘致企業があり、多くの町民の方が雇用されてきましたが、バブル景気崩壊後の景気低迷が長引き、ものづくり産業全体が衰退していく中で、事業所の廃止や転出が相次ぎました。また、企業におけるコスト削減や工場等の集約化により、地理的条件や物資輸送路の高速道路等、幹線道路のない当町におきましては、企業誘致に不利と言わざるを得ず、議員のご質問にありますように、長く町内に進出してきた企業はないのが実情でございます。また、企業誘致のノウハウに乏しく、企業誘致に結び付いていないということも課題であろうかと思ひます。当町の地理的条件や道路網の現状を考えますと、規模の大きい企業の誘致の可能性は低いですが、光ファイバーによる光通信網が整備された当町であれば、IT関連企業などの地理的条件に左右されない企業

や比較的小規模の企業を想定し、県と連携しながらの取り組みを進めていきたいと思えます。また、現在進めておりますリースハウス事業や、バイオマスガス発電事業におきましても、新たな企業誘致と雇用を見込んでいるところでございます。以上。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

企業誘致、以前は、ここに2つありましたですね。岡橋それから京都ナイロンという大きな人数を収容というか、働く場があったわけでございます。今、現在は2つとも無くなったというか、1つは細々とでもやっておられますが、ここ、例えば企業を誘致するという場合、今から努力されるにしても、場所はどこを考えられますか。川本に以前、以前というか、今出来ておりませんが、誘致される予定のところは、ある程度場所があって、ここへということで話がついたんですが、じゃあここへ誘致してきてほしいと言って言われた時、どこの場所、どこか目当てがあるわけでしょうか。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

企業誘致をした時にですね、場所はどこかということでございますけれども、まず来る企業がですね、どういうものが入ってくるかということが、大きな要素になろうかと思えますけれども、場所によってはですね、全くないとは言い切れないと思えます。このものが本当に入って、どれだけの規模のものであるかということによって、場所等も違ってくると思えますけれども、仮に1社でもあったとすればですね、それはまたそれぞれの皆さんとのご意見の中で、場所の設定はできるのではないかなと思っておりますけれども、残念ながら今のところ企業誘致の運動もしておりませんけれども、入ってくるとすればですね、またその場所を考えていかなければならないと、このように思っております。以上。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

町長は、この間からその自分はやっていないと言われてますが、定住推進課長の方では、一応努力しておるといふふうに、言われておりましたので、どういう場所、ある程度場所がここいこうところがないと来る方もなかなか難しいのではないかというふうを感じるわけでございます。そこで、こういって、この例のこれを見ますと、これには企業誘致ということは全くない訳で、定住と何だったですかね。今までのどおりと定住それから雇用促進というようなこととございました。この今までのこの間の今までの人口が減ったような取り組みのまま、今これからまた10年やって、166人の少なくなるのを4000人というふうな目標を立てられたわけでございますが、これで、私は行くのかなと思うんですが、この辺はどうでしょうか。課長。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

佐竹議員おっしゃいます第2次の長期総合計画の中に、企業誘致という言葉がないということにつきまして、改めてそういうところを載せてないということを確認はしておりますけれども、やはり企業誘致につきましては、先ほど町長答弁もありましたけれども、なかなか色々な状況を考えますと厳しいというところはあると思います。そういった中で、単発的な雇用に関しましては、重点を置いてやっていくということではございますけれども、先ほどの質問でもありますけれども、誘致する場所等につきましても、昔はですね、旧大和の方にも都賀西という企業団地等ありましたけれども、そこにつきましても若干規模縮小をされてはおりますが、そういった情報につきましても、県の方の企業立地課の方にも、こういった場所が、こういった規模の場所が、スペースと言いますか、誘致できる場所がありますという情報につきましては、提供させていただいておりますが、市辺りにあるような企業団地につきましては、ないのが実態でございますけれども、やはり、何と言いましても、総合計画におきましては、雇用の拡大を図りながら、2025年の4000人キープというところについては、目指したいというところの考えは持っております。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

旧瑞穂町、ちょっとこれ古いデータなんですけども、瑞穂町がですね、20年間で800人ほど人口が減った時があります。これがですね、昭和から平成の15年までの間ですが、その間に塩谷というの、ハイランド、水明カントリーそれから色々な企業を誘致されたわけでございます。それによっておそらく、私、これ何でだろうかと調べてもらったら、こういう人口変遷というあれをくれたんですけど、その中では、やはりそういう企業誘致によって、この数字が出てたんだろうということではございました。何か、ですから、この未来カフェの中でも企業誘致ということは全く検討されておらんわけですが、何とかこれは今後の課題として検討していただければと思うわけでございます。いかがでしょうか。町長さん。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

はい、失礼しました。今、佐竹議員さんのですね、企業誘致をしてないということではございますが、先ほど申し上げますようにですね、現在の状況であれば、なかなか地元にもですね、企業入ってきてもそれだけの人材が、まあ規模にもよりますが、その人材ができるかどうかということも、大きな課題であろうと思いますし、それから非常にですね、高速道との距離もございますので、今、邑南町とか川本はエゴマがきますけれども、こちらで見れば非常に高速道へも遠いところでもございますし、非常に条件的にですね、近隣の町に比べ

れば、交通網だけは非常に不便な、不便なといえますか、高速道へ、今高速道があればですね、もう中国道走ってみても、色んなところに、大きな工場ができておりますけれども、やはり、こうした交通網が大きな要因になるのではないかと考えております。こういうことで、今どき企業の誘致は出来てないわけでございますけれども、手を挙げて、こっちの宣伝も足りないかも知れませんが、企業が美郷町へ来てということは、今のところございません。これからもできることは、まあ言えることはですね、何か大きな工場でなくても、美郷町にあったような企業でもあればと思いますけれども、これもまだまだ何がどうなるのかということ、全く情報もございませんのが現状でございます。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

情報といたしましてでございますけれども、誘致活動につきましては、こちらから、なかなか企業の方に出向いてというところまでの活動はしておりませんが、県におきましては、企業誘致を進めていくための企業を集めた説明会、セミナー等を開催しております。平成28年度につきましても、東京の方で県は行っております。その時には95社が参加されたということも聞いております。そういった中で、先ほど申しましたような美郷町としての企業立地的な情報も県の方に上げておりますので、そういうところでも、ご紹介をいただいているものというふうには思っております。以上でございます。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

ぜひ何とか来る企業もあるかもしれませんので、努力していただきたいと思います。特に今、高速道路がないということですが、川本なんかでも高速道路がないわけですが、川本へ今度30人が来るという話も伺っておりますので、そういう会社もあるわけでございますので、どうか努力は続けてほしいと思っております。それともう1つだけ、水の大和地区でやって、私は水ビジネスというのはいいと思っておりますが、なかなかうまくいっているのか、いっていないのかということが、ちょっとよく分からないので、話に聞きますと、どうもまたいい話になったというふうに聞きましたんですが、これについてはいかがでしょうか。

●西嶋議長

番外、産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

企業誘致担当の部署ではございませんけども、今までの関わりがございましたので、情報としては雇用をまた始めたいということは聞いております。ただそれが確実かどうかというのは、確認をしておりますが、先般、少し工場見させてもらって、製造された水があるというのは確認をさせていただきました。また雇用をしたいからということで、ご相談に来

られたこともあります。まだはっきりとした雇用が開始されたということは聞いておりません。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

分かりました。何とかこれもせつかく始められた企業でございますので、ぜひ、うまくいくことを祈っております。それでは、私の質問はこれで終わります。

●西嶋議長

佐竹議員の質問が終わりました。

以上をもちまして、本定例会に通告されておりました一般質問は、すべて終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の会議は、明日14日は定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 3 時 2 1 分)